
（仮称）湯川村複合施設建設基本計画

～ 集い・学び・繋がる 笑顔あふれる施設 ～

令和 7 年 6 月

湯 川 村

目 次

1 基本計画策定の経緯.....	1
2 目的	2
3 湯川村の現状.....	3
3-1 人口の推移	3
3-2 少子化・高齢化の状況	5
4 既存施設の現状と課題	7
4-1 湯川村公民館.....	8
(1) 施設概要	8
(2) 施設の利用状況	11
(3) 施設の現状と問題点	12
(4) 施設の課題	19
4-2 湯川村保健センター	20
(1) 施設概要	20
(2) 施設の利用状況	23
(3) 施設の現状と問題点	24
(4) 施設の課題	27
4-3 高齢者コミュニティセンター	28
(1) 施設概要	28
(2) 施設の利用状況	31
(3) 施設の現状と問題点	32
(4) 施設の課題	35
4-4 ユースピアゆがわ.....	36
(1) 施設概要	36
(2) 施設の利用状況	39
(3) 施設の現状と問題点	40
(4) 施設の課題	46
5 基本方針と必要機能.....	47
5-1 「基本構想」施設整備の方針	47
5-2 施設建設の基本方針と必要機能.....	49
(1) 施設建設の基本方針	49
(2) 必要機能と整備方針・役割.....	50
6 必要諸室と施設規模等の検討	51
6-1 機能別必要スペースと機能の集約	51
6-2 機能別必要諸室の検討	52
(1) 社会教育・生涯学習機能.....	52

(2) 保健・子育て支援機能	53
(3) 防災機能	54
(4) 執務機能	55
(5) 交流機能	55
(6) 屋外附帯機能	56
6-3 機能別必要諸室の想定面積	58
6-4 建物階数と必要敷地面積の検討	61
6-5 各機能の施設配置イメージ	63
7 建設候補地の検討	64
7-1 建設候補地 1	65
(1) 敷地の概要	65
(2) 建設候補地 1 の課題	69
7-2 建設候補地 2	70
(1) 敷地の概要	70
(2) 建設候補地 2 の課題	74
7-3 建設候補地の比較検討	75
8 施設の基本計画	77
8-1 構造計画	77
8-2 耐震計画	79
8-3 設備計画	81
(1) 整備方針	81
(2) 自然エネルギーの活用	82
(3) 省エネルギー化の推進	82
(4) 環境負荷低減	82
(5) 主要設備	82
(6) 維持管理	82
8-4 屋外附帯計画	83
8-5 配置計画	84
(1) 平屋建ての配置計画	84
(2) 総 2 階建ての配置計画	86
8-6 関係法令等	88
9 事業スケジュールの検討	90
10 概算事業費の検討	91
11 今後の検討事項	92

1 基本計画策定の経緯

湯川村（以下、「村」という）では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて公共施設を集中的に整備してきたことから、多くの公共施設が築 40～50 年を経過し、老朽化が進んでいる状況です。また、人口減少が続いており少子高齢化も進んでいます。それらの公共施設の利用においては、建設時から村民のライフスタイルも変化し、公共施設に対する村民のニーズも変化してきており、村民のニーズに合った施設が求められています。また、村の公共施設等の管理については、「湯川村公共施設等管理計画」（以下、「管理計画」という）及び「湯川村公共施設個別計画」（以下、「個別計画」という）を定め管理しているところではありますが、施設整備に係る国の財政的優遇制度が変わることから、それを活用した施設整備について検討する必要性が生じてきました。それらのことから、村では令和 4 年 9 月に湯川村公共施設等のあり方検討委員会及び同作業部会を設置し、公民館、保健センター、高齢者コミュニティセンター、ユースピアゆがわの統廃合と、新たに保健福祉・公民館機能をもった(仮称)湯川村複合施設（以下、「複合施設」という）の整備について庁内で検討を始め、令和 5 年 3 月に「湯川村公共施設等のあり方検討会報告書」をとりまとめたところです。また、施設利用者の代表者及び施設管理者や公募の委員等により、令和 5 年 6 月から湯川村複合施設建設検討委員会を設置し、施設の在り方や具体的に必要な機能等の検討を行い、施設整備に係る提言を受けて、村では令和 6 年 3 月に「湯川村複合施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という）を策定しました。

2 目的

本計画は、「基本構想」で掲げた「社会教育・生涯学習機能、保健福祉センター機能、防災及び危機管理機能等」複合施設の整備方針を具現化するため、「湯川村公民館」、「湯川村保健センター」、「高齢者コミュニティセンター」及び「ユースピアゆがわ」の4施設の現況を調査し、各施設の問題点を整理した上で、この複合施設の設計方針や備えるべき機能、必要諸室及び面積、スケジュールや概算工事費など基本設計にかかる諸要件を整理することを目的とします。

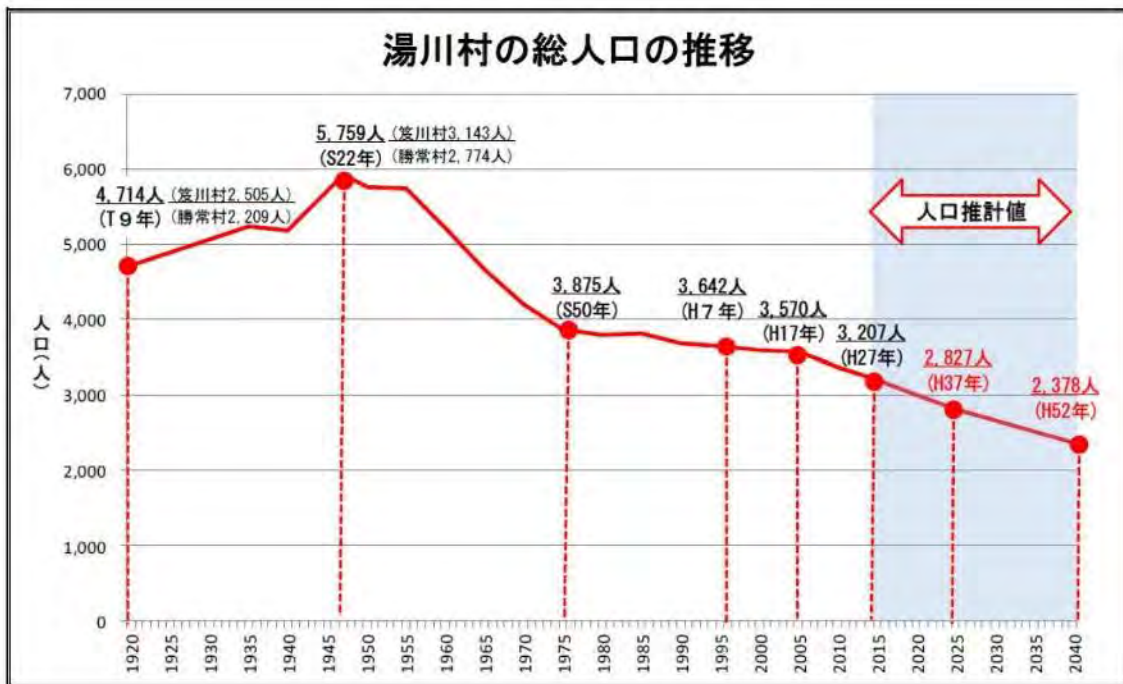
3 湯川村の現状

3-1 人口の推移

「管理計画」の「湯川村の総人口の推移」によると、村の人口は、1947 年（昭和 22 年）の 5,759 人をピークに減少が進み、1975 年（昭和 50 年）には 4,000 人を下回り、3,875 人まで減少しました。その後も人口減少は進み、1995 年（平成 7 年）3,642 人、2005 年（平成 17 年）3,570 人、2015 年（平成 27 年）3,207 人と推移しています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年度推計）」によると、村の将来推計人口は、2025 年（令和 7 年）には 3,000 人を下回り 2,890 人になり、2050 年（令和 32 年）には 2,021 人にまで減少すると推計され、今後も人口減少は進んでいくと推測されます。

■湯川村の総人口の推移（「管理計画」より抜粋）



■湯川村の総人口の推移

西暦	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
和暦	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
湯川村の人口(人)	3,081	2,890	2,731	2,557	2,383	2,201	2,021

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和 5 年度推計)」)

■湯川村の総人口の推移



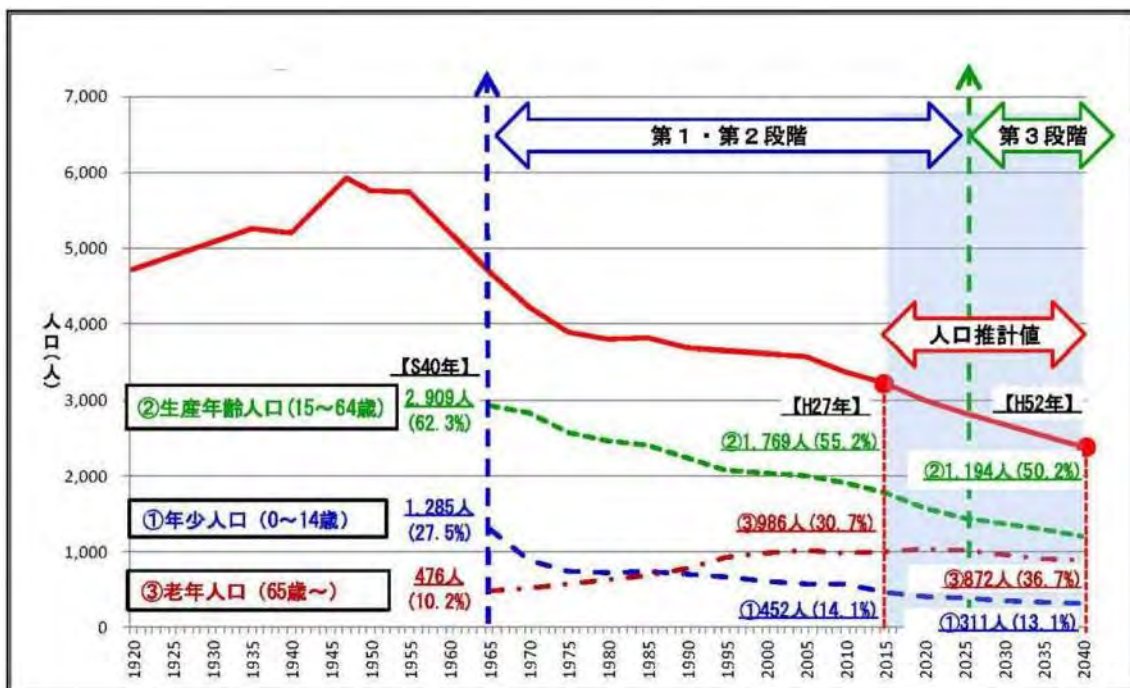
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」)

3-2 少子化・高齢化の状況

「管理計画」の「湯川村の3年齢区分別人口の推移」によると、村の年少人口（0～14歳）は、1965年（昭和40年）の1,285人（27.5%）から減少し、2015年（平成27年）には452人（14.1%）と推移し、人口・割合共に減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）も年少人口同様に減少傾向にあり、1965年（昭和40年）の2,909人（62.3%）から、2015年（平成27年）には1,769人（55.2%）まで減少しました。一方、老年人口（65歳～）は増加傾向にあり、1965年（昭和40年）の476人（10.2%）から、2015年（平成27年）986人（30.7%）と推移しています。

さらに、令和5年12月22日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年度推計）」によると、村の3年齢区分別人口の推計値は、2025年（令和7年）以降は全ての年齢区分において減少傾向となっています。年少人口は、2025年（令和7年）の385人から2050年（令和32年）には229人に減少、生産年齢人口は、2025年（令和7年）1,453人から2050年（令和32年）946人に、老年人口は、2025年（令和7年）1,052人から2050年（令和32年）846人に緩やかに減少すると推計され、今後も少子高齢化は進んでいくと推測されます。

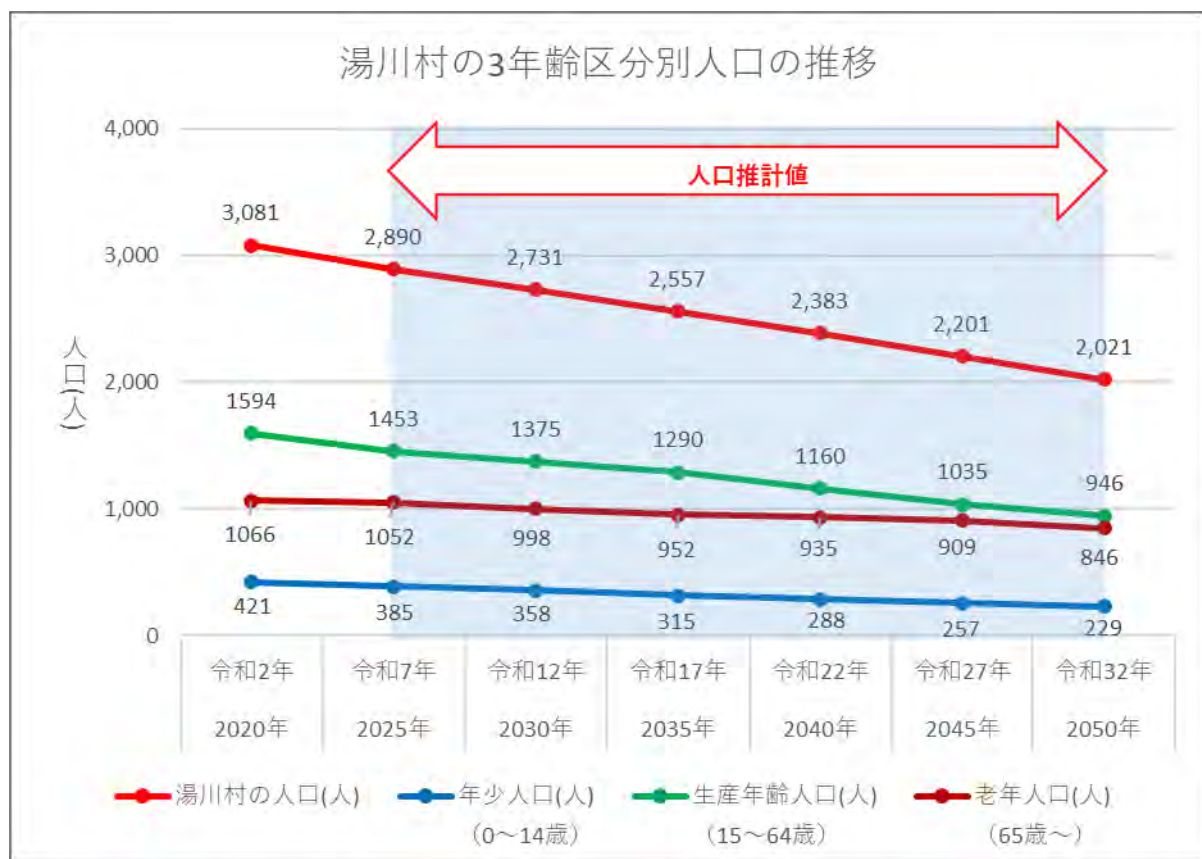
■湯川村の3年齢区分別人口の推移（「管理計画」より抜粋）



■湯川村の3年齢区分別人口の推移

西暦	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
和暦	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
湯川村の人口(人)	3,081	2,890	2,731	2,557	2,383	2,201	2,021
年少人口(人) (0～14歳)	421	385	358	315	288	257	229
生産年齢人口(人) (15～64歳)	1594	1453	1375	1290	1160	1035	946
老年人口(人) (65歳～)	1066	1052	998	952	935	909	846

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」)



(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」)

4 既存施設の現状と課題

「湯川村公民館」「湯川村保健センター」「高齢者コミュニティセンター」「ユースピアゆがわ」の既存4施設について、施設概要、施設の利用状況等を調査し、施設の現状と問題点、施設の課題を整理します。

■既存4施設 位置図



4-1 湯川村公民館

(1) 施設概要

■湯川村公民館 敷地概要

施設名		湯川村公民館
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字長瀬17番地
	所有区分	所有区分：公有地
	敷地面積	2,916m ² （未測量のため、公図登記面積による）
	敷地の形状	整形地、平坦
	前面道路	村道長瀬南線 幅員5m
	土地利用状況	地目：宅地
	災害危険区域等	浸水想定区域
	その他	—
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	—
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	自然公園法 その他	埋蔵文化財包蔵地



【湯川村公民館 外観】

■湯川村公民館 施設概要

建物名		湯川村公民館	
建物概要	主要用途	公民館（集会所）	
	防火対象物用途	消防法施行令別表第一(1)項口	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 ・ 地上2階	
	基礎形式	直接基礎	
	建築面積	413.28m ²	
	延床面積	803.16m ² （1階：413.28m ² 、2階：389.88m ² ）	
	最高高さ・軒高	最高の高さ：9.5m ・ 最高の軒高：8.4m	
	居室床高	居室床高：60cm	
	設計者	(有)平木建築設計事務所	
	施工者	合資会社 東条建設工業	
	建設年月	1974年（昭和49年）3月	
	経過年数	50年	
	耐震基準	旧耐震基準	
	耐震診断	耐震診断実施済み	
	耐震補強改修	2011年(平成23年) 耐震補強工事实施済み	
	主な改修履歴	実施年度	改修内容
		2011年(平成23年)	耐震補強工事
		2011年(平成23年)	改修工事（トイレ及びブース更新、2階エアコン移設ほか）
	電気設備概要	一般照明、非常用照明、火報、動力、放送等	
	機械設備概要	給排水衛生、消火、ガス、換気、空調、暖房等	
	備考	—	
施設	設置目的・利用目的	湯川村村民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	
	施設所管	湯川村教育委員会	
	管理方式・機能	公設公営	
	施設内容（主要室名）	別表による	
	附属施設(別棟)	なし	
	利用概要（利用時間等）	午前8時30分から午後9時まで	

※「新耐震基準」とは、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日までに適用されていた基準を「旧耐震基準」という。新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

■湯川村公民館 主要諸室と面積

室名		面積 (㎡)	備品等
1階	風除室	10	
	玄関	10	下足入（造付）・丸テーブル×2・椅子4脚・木オブジェ
	ロビー	72	丸テーブル×2・椅子4脚・木オブジェ・公衆電話・新聞掛・絵画他
	事務室	45	机、椅子、書棚、コピー機
	研修室	48	更衣室・給湯室・備品庫・ロッカー×4
	（文化財調査室）		PC×5・コピー機・椅子×7・書棚他
	資料室（倉庫）	39	冷蔵庫・書棚・机・印刷機他
	視聴覚室	48	AVセット・ビデオテープ棚・黒板・パイプ椅子×12・長机×8他
	村史編纂室（倉庫）	19	書棚・書庫
	文化財調査資料室	21	書棚・椅子×4・長テーブル×2・パレット×40
	更衣室（倉庫）	10	ロッカー・書棚・衣類掛け（ハンガー）
	倉庫	6	洗濯機・棚・日用品・清掃用具置場
	ボイラー室	21	間仕切りにて2部屋に分離・オイルタンク・草刈り機・脚立 他
	男子WC	14	小3・洋大1・手洗1
	女子WC		洋大2・手洗1 SK1
2階	廊下・通用口	36	ユースピアとの連絡通路
	大ホール	259	アップライトピアノ
	ステージ	29	講演台・緞帳・国旗・村旗
	控室	8	卓球台×2・長テーブル・ホワイトボード他
	放送室	8	放送設備
	倉庫	11	椅子 約50脚・掃除用具ロッカー・莫座・アクリル板他
	給湯室	6	食器棚・流し台・湯沸し器
	ロビー（倉庫）	46	ソファ・麻雀卓・冷房機器・長机×45 椅子他
	WC	11	男女共用 小3・洋大2・SK1



【1階 視聴覚室】



【2階 大ホール】

(2) 施設の利用状況

湯川村公民館は、村民の生涯学習施設として、各種会合や研修など様々な団体活動に利用されています。大ホールは 200 名程度収容可能で、ステージや放送設備を備え、成人式・敬老会・講演会・芸能祭・消防団の出初式など村の主要な式典に利用されています。視聴覚室にはプロジェクタースクリーンがあり、12 名程度の研修や会議等に利用されています。

また、役場の庁舎機能として、教育委員会の社会教育課社会教育係・文化財調査の執務室があり、社会教育・生涯学習等の業務のほか、公民館事業の管理運営、文化財調査業務を行っています。

過去 5 年間の湯川村公民館の利用状況の推移を見ると、2019 年度（令和元年度）には 517 件 7,321 人の利用がありましたが、2020 年度（令和 2 年度）以降は新型コロナウイルス感染症の影響により社会活動の自粛等が続いたことにより、2021 年度（令和 3 年度）には 324 件 3,301 人まで減少しました。以降利用状況は少しずつ増加していますが、未だ以前の利用状況までは回復していません。

■湯川村公民館 利用状況の推移（過去 5 年間）

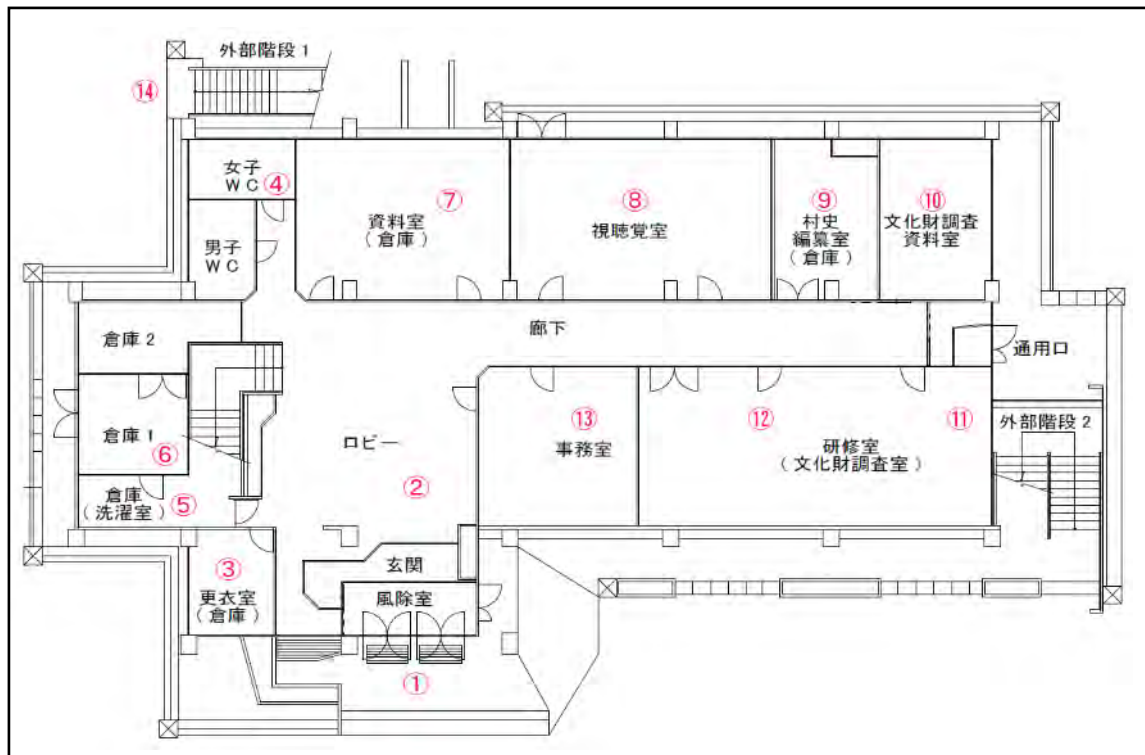
西暦	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	過去5年間 平均値
和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数 (件)	517	400	324	413	372	405
利用人数 (人)	7,321	3,818	3,301	4,123	4,643	4,641



(湯川村教育委員会社会教育課提供)

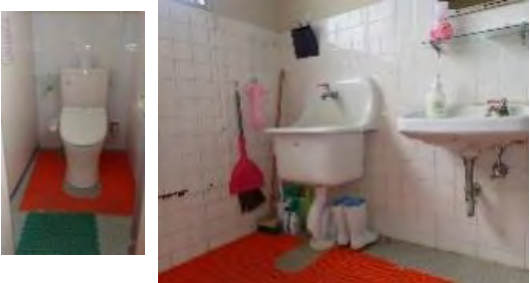
(3) 施設の現状と問題点

■湯川村公民館 1階平面図



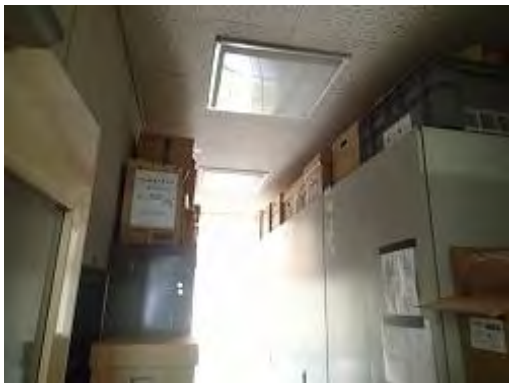
■湯川村公民館 1階 現状と問題点

① エントランス	② ロビー
	
建物入口までのスロープは設置されていますが、入口のドアが開き戸で、段差もあり車いす利用者等が利用しにくい状況です。 手すりや誘導ブロックの設置もなく、バリアフリー化への対応が不十分な状況です。	昇降設備がないため2階大ホールの利用者が制限されています。 ロビーには掲示物や展示物が多数あります。

③ 更衣室(倉庫)	④ 女子WC
 更衣室は男女共用で、倉庫も兼用しているため、プライバシーの確保が難しい状況です。 ロッカー上の荷物は固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。	 出入口に段差があり車いす利用者等は利用しにくい状況です。床は湿式となっています。 乳幼児と一緒に利用できる設備や多目的トイレの設置もなく、利用が制限されています。 (男子WCも同様)

⑤ 倉庫(洗濯室)	⑥ 倉庫1
 倉庫（主に掃除用具やトイレトーパーなど日用品の備品庫）と洗濯室を兼用しています。 家具が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。 床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。	 主に外部で利用する脚立やブルーシートなどが保管されています。これら備品を収納するための棚等が整備されていないため、利用しにくい状況です。 床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。

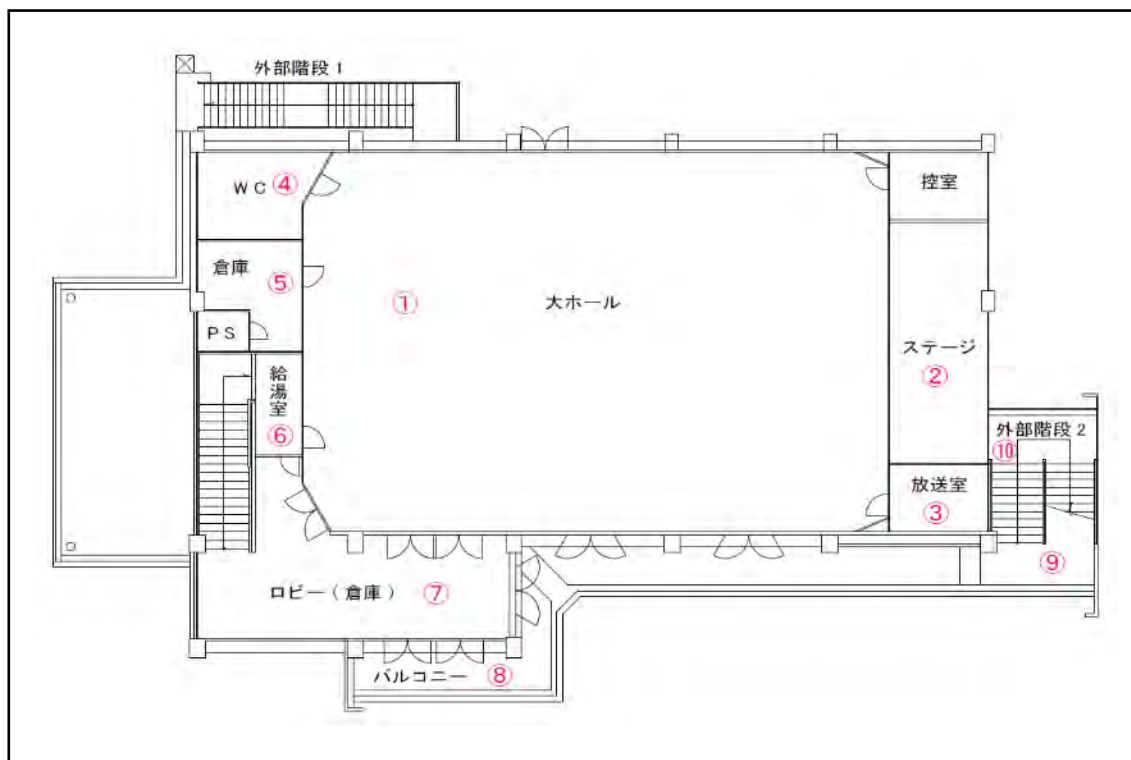
⑦ 資料室(倉庫)	⑧ 視聴覚室
 資料室は、現在倉庫として利用しています。コピー用紙等の備品や書棚、大型コピー機、LAN ケーブル、冷蔵庫など様々な用途のものが置かれていますが、収納棚が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。 床材の剥がれや劣化が見られます。	 AV セット、ビデオテープ棚、長机、パイプ椅子が設置されています。壁には多数の額（絵画等）が飾られています。使用していない机等を収納する倉庫がないため、部屋の隅に机が重ね置かれている状況です。 床材の剥がれや劣化、壁のひび割れが見られます。

⑨ 村史編纂室(倉庫)	⑩ 文化財調査資料室
 村史編纂室は、書棚や段ボールが置かれ、現在は倉庫として利用しています。他の部屋と同様に収納棚が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。 内装仕上材の劣化、外部建具ガラスにひび割れが見られます。	 書棚やテーブル、椅子、文化財資料（発掘物等）が入ったパレットが多数置かれています。作業場兼倉庫として利用しています。

⑪ 研修室(文化財調査室)	⑫ 研修室(文化財調査室)
 研修室は、文化財調査室として利用されています。1室をロッカーや書棚などの家具で仕切り、部屋の一部を更衣室や給湯室として利用しています。 床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。	 書類や資料が多く天井まで荷物が積まれ、職員の通路スペースも余裕がない状況です。 他の部屋と同様に収納棚が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。 天井の漏水痕、床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。

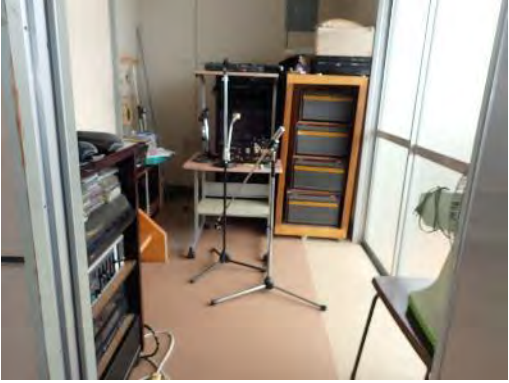
⑬ 事務室	⑭ 外部階段 1
 事務室は社会教育課の執務室、公民館の受付として利用しています。 他の部屋と同様に収納棚が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。	 2階ホールからの避難経路は、鉄骨階段の錆や腐食が著しく断面欠損も見られ、有事の際安全に利用できない危険性があります。

■湯川村公民館 2階平面図



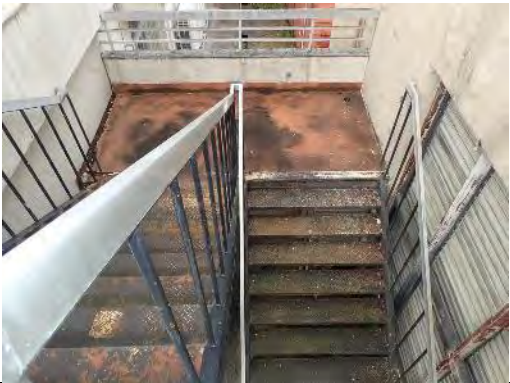
■湯川村公民館 2階 現状と問題点

① 大ホール	② ステージ
 床材は浮き、反り、摩耗等の劣化がみられ、壁にも多数のひび割れや塗装剥離があり、全体的に内装仕上材の経年劣化が見られます。	 ステージの奥行きが3.3m程度と狭いため、ステージに椅子やテーブルを設置して利用するにはスペースが不足している状況です。芸能祭など、ステージを使用する活動では利用が制限されています。

③ 放送室	④ 2階 WC
	
壁のひび割れや劣化、放送設備機器も老朽化がみられます。現在、使用している機器が故障し修理が必要な場合、製造中止などの理由から代替品が見つからないものもあることから、更新が必要な時期となっています。	2階大ホール専用のトイレは、男女兼用で、出入口には段差があり、チャイルドキープ等を備えた多目的トイレもないため、高齢者や子供連れの利用が制限されるだけでなく、他の利用者に気を使いながら使用しなければならない状況です。

⑤ 倉庫	⑥ 給湯室
	
大ホールで利用する椅子などが保管されています。 床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。	給湯室は、流し台、ガス台、瞬間湯沸かし器、食器棚が設置されていますが、現在は使用されていません。 床や壁のひび割れ、内装仕上材の劣化が見られます。

⑦ ロビー	⑧ バルコニー
 2階ロビーは、バルコニーから直接出入りできるようになっていますが、荷物が置かれ出入口が塞がれている状況です。 ロビーを倉庫として利用しているため、ロビーのスペースが狭くなっています。 全体的に内装仕上材の劣化が見られます。	 外装仕上材の老朽化に加えて、サッシ周りのガasketの外れや、サッシ部の隙間が目立ち、サッシの気密が取れていない状況です。

⑨ 外部階段 2 上部	⑩ 外部階段 2
 外壁部は塗装の剥がれやふくれ、ひび割れが多くあり、一部では破損箇所も見られ、全体的に老朽化が目立ちます。外壁調査・改修等の対応が必要です。	 外部階段 2 は、2階大ホールからの避難経路でもあります。鉄骨階段の錆や腐食が著しく断面欠損も見られ、有事の際安全に利用できない危険性があります。

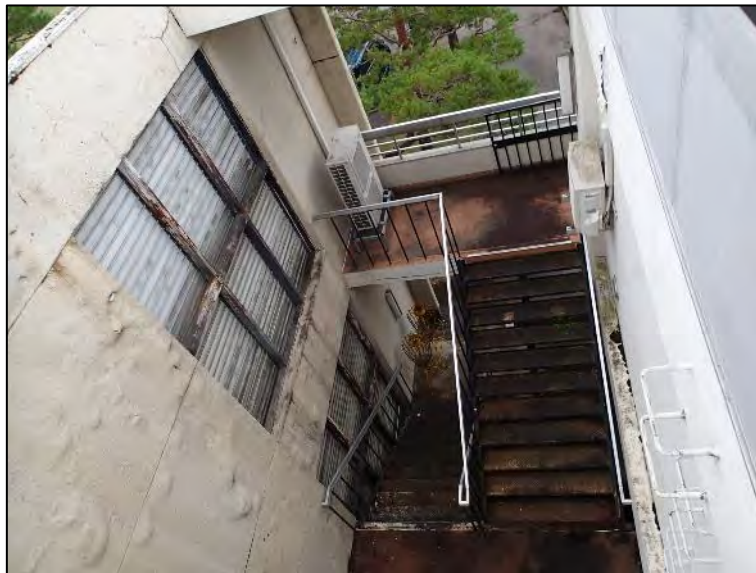
(4) 施設の課題

湯川村公民館は、1974 年（昭和 49 年）に建設された旧耐震基準の建物で、築 50 年が経過しています。これまで、2011 年（平成 23 年）に耐震補強工事を実施したほか、同年にトイレ洋式化の改修工事を実施していますが、そのほか大規模な改修工事は未実施で、建物全体が著しく老朽化し大規模な改修または建替えが必要な時期を迎えています。特に、2 階大ホールから外部への避難経路となっている 2 か所の外部階段は、鉄骨の錆や腐食が著しく、一部で断面欠損も見られ、避難や安全面に支障があると考えます。また、本建物が建設された 1974 年当時は、バリアフリーに対する配慮が普及しておらず、段差の解消や手すりの設置、2 階に行くための昇降設備等も未整備で、車いす利用者だけでなく、高齢者や親子連れ等の利用者にも不便な状況です。

施設の利用形態については、当初の利用目的とは異なる使用となっている部屋もあり、執務室や大ホール、視聴覚室では収納等が不足している状況にあります。また、増設した書棚や家具はほとんどが固定されておらず、地震対策も未対応の状況で、地震時の家具の転倒や書類等の落下による人的被害等が懸念されます。

屋外付帯（外構）においては、現在の大ホールの利用可能人数（約 200 人）に対応し駐車場が不足していますが、敷地が狭いため新たな駐車場の確保は難しい状況です。

これらのことから、施設の老朽化や安全面の改善、利用形態の変化等に対応するための大規模改修や建替え、駐車場の確保が課題となっています。



【公民館 外部階段 2 外壁劣化・避難階段鉄骨の錆・腐食】

4-2 湯川村保健センター

(1) 施設概要

■湯川村保健センター 敷地概要

施設名		湯川村保健センター
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字川入9番地
	所有区分	所有区分：公有地
	敷地面積	906.99m ² （未測量のため、公図登記面積による）
	敷地の形状	整形地 平坦
	前面道路	村道長瀬南線 幅員 5 m
	土地利用状況	地目：宅地
	災害危険区域等	浸水想定区域
	その他	－
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	－
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	自然公園法 その他	－



【湯川村保健センター 外観】

■湯川村保健センター 建物概要

建物名		湯川村保健センター	
建物概要	主要用途	事務所	
	防火対象物用途	消防法施行令別表第一(6)項ハ	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 ・ 地上1階	
	基礎形式	杭打基礎	
	建築面積	375.6m ²	
	延床面積	367.0m ² (1階:367.0m ²)	
	最高高さ・軒高	最高の高さ:— ・ 最高の軒高:—	
	居室床高	居室床高:—	
	設計者	—	
	施工者	(株)東條建設工業一級建築事務所	
	建設年月	1986年(昭和61年)	
	経過年数	38年	
	耐震基準	新耐震基準(※)	
	耐震診断	—	
	耐震補強改修	—	
	主な改修履歴	実施年度	改修内容
		—	※改修履歴なし
施設	電気設備概要	一般照明、非常用照明、火報等	
	機械設備概要	給排水衛生、消火、ガス、換気、空調、暖房等	
	備考		
	設置目的・利用目的	村民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする。	
	施設所管	湯川村住民課	
	管理方式・機能	公設公営	
施設	施設内容(主要室名)	別表による	
	附属施設(別棟)	なし	
	利用概要(利用時間等)	午前8時30分から午後5時15分まで	

※「新耐震基準」とは、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981(昭和56)年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日までに適用されていた基準を「旧耐震基準」という。新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

■湯川村保健センター 主要諸室と面積

室名		面積 (㎡)	備品等
1階	玄関	11	下足入
	ホール	29	更衣用ロッカー・コピー機・相談スペース
			衣類掛け（ハンガー）・マガジンラック
	事務室	22	机・椅子 間仕切り変更（拡張）
	診察室（給湯室・休憩室・相談室）	14	机・椅子 間仕切り変更（縮小）
	機能訓練室（健診室）	63	長机 約20
	栄養指導室（健診室）	57	調理台4台・調理器具・食器棚・スチール棚 他
	保健指導室（健診室）	57	長机 約20・黒板
	健康相談室（歯科健診室）	22	子供用流し・保管庫（消毒） ※押入内を書庫として利用
	倉庫	19	椅子・ロッカー・車いす・遊具他
	通用口	3	清掃用具置場
	廊下1	13	調理室内履き用下足入
	廊下2	28	
	男子WC	9	小2・和大1・手洗1
	女子WC	10	洋大1・和大1・手洗1
	多目的トイレ	4	洋大1・手洗1・ベビーベッド



【1階 機能訓練室】



【1階 栄養指導室】

(2) 施設の利用状況

湯川村保健センターは、地域保健法に基づき設置され、村民に対し各種保健サービスを提供しています。各種健診（成人・乳幼児）・予防接種・母子手帳の交付・機能訓練・栄養に関する教室（一般・腎臓病・糖尿病）、運動に関する教室、出前講座、健康や育児に関する各種相談等を実施し、地域保健対策を担っています。

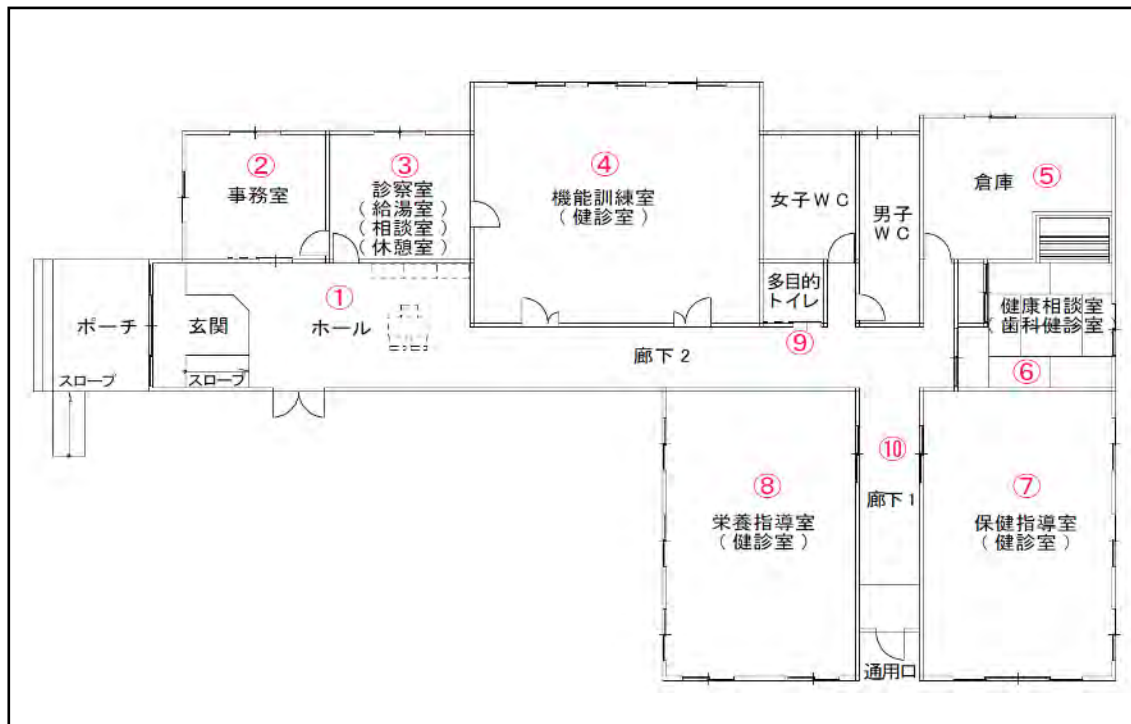
機能訓練室と保健指導室は、各種健診や予防接種、機能訓練、各種教室等に利用されています。栄養指導室には、調理台や調理器具があり、食育活動等に利用されています。健康相談室は主に歯科健診室として利用され、子ども用の手洗シンクが整備されています。相談室は給湯室や休憩室と兼用で使用しています。

また、役場庁舎機能としては、保健センター職員の執務室があり、住民課ほけん係と連携し、健康増進、住民健診、乳幼児健診、母子保健、精神保健、予防接種、自殺対策、こども医療、防疫、献血等の業務を行っています。

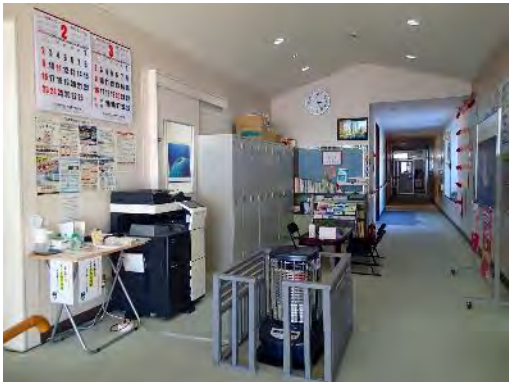
湯川村保健センターの利用者は、主に健診対象者となっています。

(3) 施設の現状と問題点

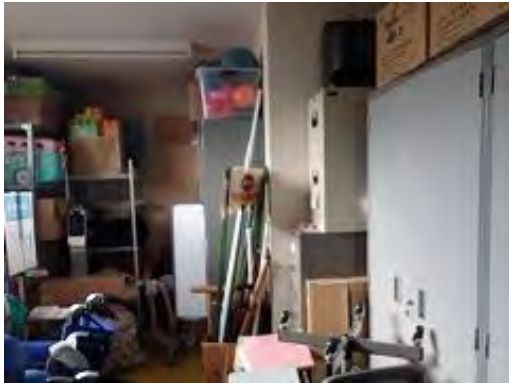
■湯川村保健センター 1階平面図



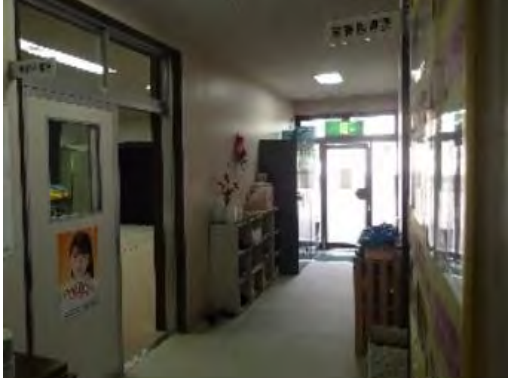
■湯川村保健センター 1階 現状と問題点

① ホール	② 事務室
 事務室内にコピー機を設置するスペースがないため、ホールにコピー機を設置しています。また、ホールの一角には職員用のロッカーや利用者の相談スペースが設置され、本来の利用目的とは異なる利用状況となっています。	 職員増員のため間仕切壁を改修し事務室を拡張していますが、書類が多く、執務スペースが不足している状況です。さらに、収納棚が固定されておらず、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。

③ 診察室(給湯室・休憩室・相談室)	④ 機能訓練室(健診室)
 建設当初は診察室でしたが、現在は給湯室や職員の休憩室、相談室として利用しています。また、健診の際は医師の待機室にするなど、必要に応じて1つの部屋を複数の用途で使用し、部屋の不足を補っている状況です。	 主に機能訓練や健康に関する教室などに利用していますが、健康診断の際は健診室として利用しています。

⑤ 倉庫	⑥ 健康相談室(歯科健診室)
 倉庫として利用していますが、物品が多く、ここに収納できない荷物が各部屋に置かれている状況です。施設全体で収納スペースが不足しています。	 建設当初は相談室でしたが、主に歯科健診室として利用しています。備品などの収納スペースがないため、歯科健診用具などを常時畳の上に置いて使用しています。書庫や書棚も不足しており、押入れを書庫として利用している状況です。

⑦ 保健指導室(健診室)	⑧ 栄養相談室(健診室)
	
主に運動に関する教室などを行う保健指導室として利用していますが、健康診断の際は、健診室としても利用しています。	主に栄養に関する教室や食育などを行う栄養相談室として利用していますが、健康診断の際は、健診室としても利用しています。

⑨ 多目的トイレ	⑩ 廊下1
	
多目的トイレにはおむつ替え用のベッドも設置されており、車いす利用者が使用できない状況にあります。また、子供用の手洗いがないため踏み台を準備し利用しています。建物内に専用の授乳スペースはなく乳幼児が利用する施設としては設備が不十分です。	通用口付近に後付けで掃除用ロッカーや靴入れを置いているため通路幅が狭くなっています。

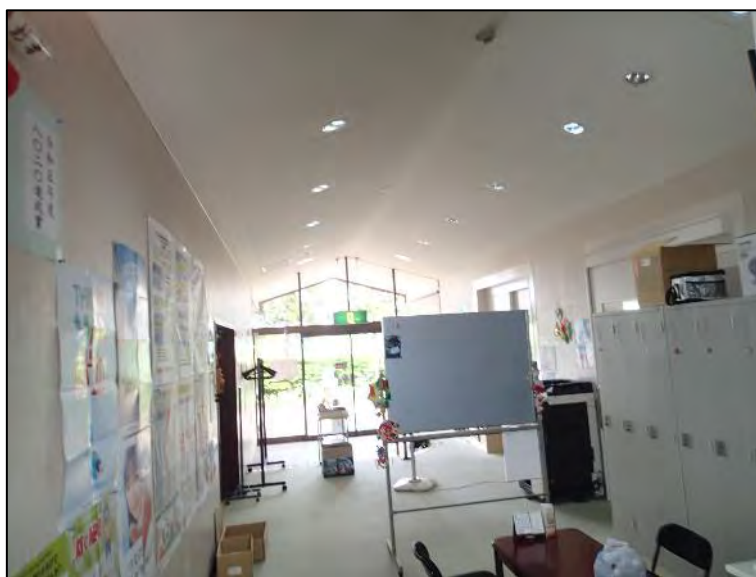
（４）施設の課題

湯川村保健センターは、1986年（昭和61年）に建設され、築38年が経過しています。これまで、事務室の拡張に伴う一部間仕切り変更等の工事を実施していますが、大規模な改修工事は行っていません。建物の外壁の一部に損傷やポーチタイルにひび割れなどの損傷はありますが、雨漏りなどは確認されず、内装仕上げ材も経年劣化は見られますが、建物自体は比較的健全な状態です。しかしながら、築38年経過しており、今後も継続利用するためには、劣化損傷部の塗装改修やひび割れ補修等のほか、建物の長寿命化や設備類の更新が必要な時期を迎えています。

施設の利用形態については、概ね建設当初の利用目的と同様ですが、職員の増員等により、執務室が狭くなったため、コピー機や職員の更衣ロッカーをホールに設置している状況にあります。また、健康相談室は主に歯科健診に利用され、相談室もありますが給湯室・休憩室と兼用のため、全体的に相談室が不足しており、ホールに相談コーナーを設けて対応する等、プライバシーの確保が困難な状況にあります。親子連れや乳幼児の利用が多いにも関わらず、授乳スペースはなく、多目的トイレはベビーベットを設置したことで、車いすでの利用ができない状況にあります。また、棚や家具はほとんどが固定されておらず、地震対策も未対応の状態で、地震時には家具の転倒や書類等の落下、これによる人的被害等が懸念されます。

屋外付帯（外構）においては、エントランス側にある駐車場が狭く、駐車台数も不十分で利用者には不便な状況となっています。また、サービス面においては、各種手続きが、保健センターと役場庁舎住民課ほけん係の2か所で届出・申請等を行う場合もあり、利用者や職員の負担となっています。

これらのことから、執務・相談スペースの確保や安全面の改善、利用形態の変化等に対する大規模な増改修、施設の長寿命化や設備類の更新、利用しやすい駐車スペースの確保が課題となっています。



【湯川村保健センター ホールの相談コーナー・更衣ロッカー等】

4-3 高齢者コミュニティセンター

(1) 施設概要

■ 高齢者コミュニティセンター 敷地概要

施設名		湯川村高齢者コミュニティセンター
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字川入8-1
	所有区分	所有区分：公有地
	敷地面積	906.99m ² （未測量のため、公図登記面積による）
	敷地の形状	整形地 平坦
	前面道路	村道長瀬南線 幅員 5 m
	土地利用状況	地目：宅地
	災害危険区域等	浸水想定区域
	その他	—
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	—
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	自然公園法 その他	—



【高齢者コミュニティセンター 外観】

■ 高齢者コミュニティセンター 建物概要

建物名		湯川村高齢者コミュニティセンター	
建物概要	主要用途	集会所	
	防火対象物用途	消防法施行令別表第一(1)項ロ	
	構造・規模	木造 一部鉄骨造、コンクリートブロック造 ・ 地上1階	
	基礎形式	直接基礎	
	建築面積	393.76m ² （平成6年8月増築11.88m ² 含む）	
	延床面積	369.18m ² （1階：369.18m ² ）（平成6年8月増築11.88m ² 含む）	
	最高高さ・軒高	最高の高さ：5.9m ・ 最高の軒高：4.17m	
	居室床高	居室床高：60cm	
	設計者	(株)平木建築設計事務所	
	施工者	—	
	建設年月	1981年（昭和56年）12月	
	経過年数	43年	
	耐震基準	新耐震基準（※）	
	耐震診断	—	
	耐震補強改修	—	
	主な改修履歴	実施年度	改修内容
		1994年(平成6年)	事務室増築工事
	電気設備概要	一般照明、非常用照明、火報等	
	機械設備概要	給排水衛生、消火、ガス、換気、空調、暖房等	
	備考		
施設	設置目的・利用目的	高齢者の学習、レクリエーション及び創作活動などをはじめとする村民の自主的活動の助長と福祉の増進を図ることを目的とする。	
	施設所管	湯川村住民課	
	管理方式・機能	公設公営	
	施設内容（主要室名）	別表による	
	附属施設（別棟）	プロバン庫 コンクリートブロック造 1.2m ²	
	利用概要（利用時間等）	午前8時30分から午後5時15分まで	

※ 「新耐震基準」とは、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日までに適用されていた基準を「旧耐震基準」という。新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

■高齢者コミュニティセンター 主要諸室と面積

	室名	面積 (㎡)	備品等
1階	風除室	11	清掃用具
	ロビー・談話コーナー	38	灯油ストーブ×6・下足入24×4・ソファセット・ストーブ 他
	事務室	26	机×4・椅子×4・ホワイトボード・コピー機
	日本間1 (事務長室)	20	ロッカー×1・パーテーション・机×1・椅子×2
	日本間2	24	机×3・椅子×1
	倉庫	1	洗剤・清掃関連用具
	生活実習室	16	流し×2・黒板・ゴミ箱・食器棚他
	倉庫・喫煙所	3	冷蔵庫・日用品
	湯沸室(倉庫)	3	流し台・工具・書庫・掃除機他
	男子WC	8	小2・和大1・洋大1・手洗1・パネルヒーター
	女子WC	9	和大1・洋大1・手洗1・パネルヒーター
	廊下	18	衣類ハンガー
	多目的ホール・踏込	91	椅子×約20・机×約30・ホワイトボード・ストーブ・書棚他
	ステージ(物置)	9	ホワイトボード・長机他
	控室(倉庫)	2	コピー用紙 他
	用具室(倉庫)	4	日用品
	機械室	12	灯油ストーブ×6 ※現在使用していません
	女子脱衣室(倉庫)	11	催事用具・書類他
	女子脱衣室内WC	2	※現在使用していません
	女子浴室(倉庫)	11	催事用具・書類他
	男子脱衣室(倉庫)	9	催事用具・書類他
	男子脱衣室内WC	2	※現在使用していません
	男子浴室(倉庫)	13	催事用具・書類他



【多目的ホール】



【日本間2】

(2) 施設の利用状況

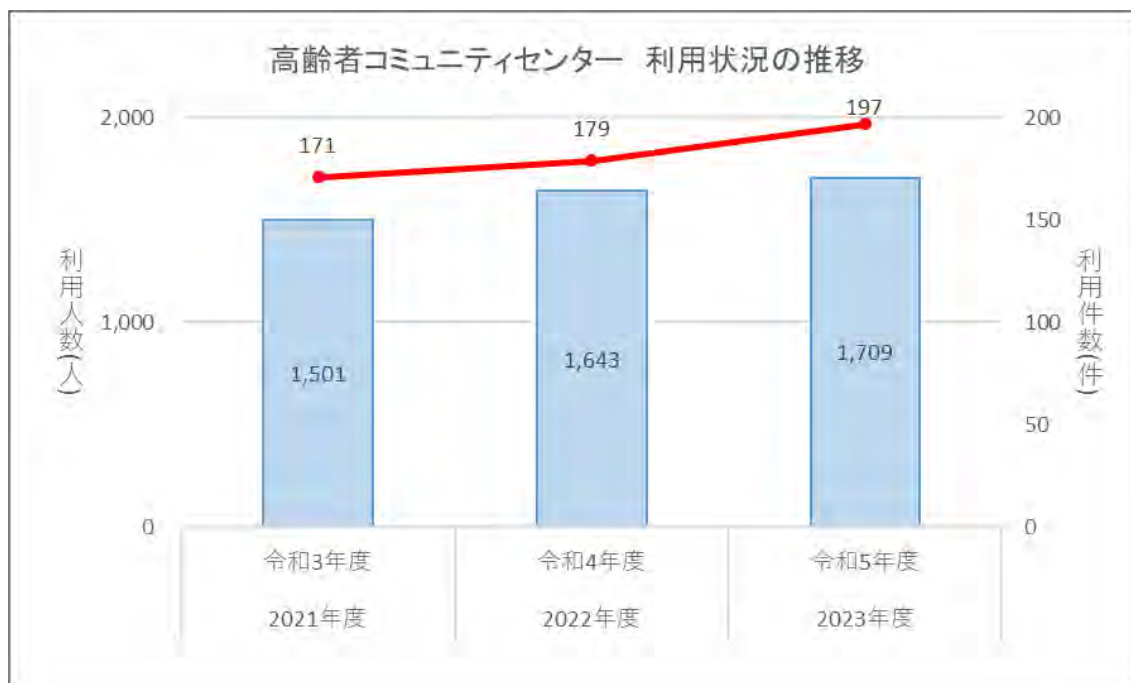
高齢者コミュニティセンターは、高齢者の学習、レクリエーション及び創作活動などをはじめとする村民の自主的活動の助長と福祉の増進を図るため設置された施設です。高齢者同士の交流の場として、村老人クラブ、ミニデイサービス、ボランティア団体合、村社会福祉協議会会合などの活動に利用されています。

現在、活動に使用している主な室は、多目的ホール、日本間2、生活実習室の3室で、男女脱衣室・浴室は、本来の利用ではなく倉庫や書庫として利用しています。浴室の利用がないため、ボイラー室は閉鎖されています。事務室、日本間1は、社会福祉協議会の執務室として利用されています。

過去3年間の高齢者コミュニティセンターの利用状況の推移を見ると、利用件数、利用者数共に増加傾向にあり、年間を通して定期的な各種活動に利用されています。

■高齢者コミュニティセンター 利用状況の推移 (過去3年間)

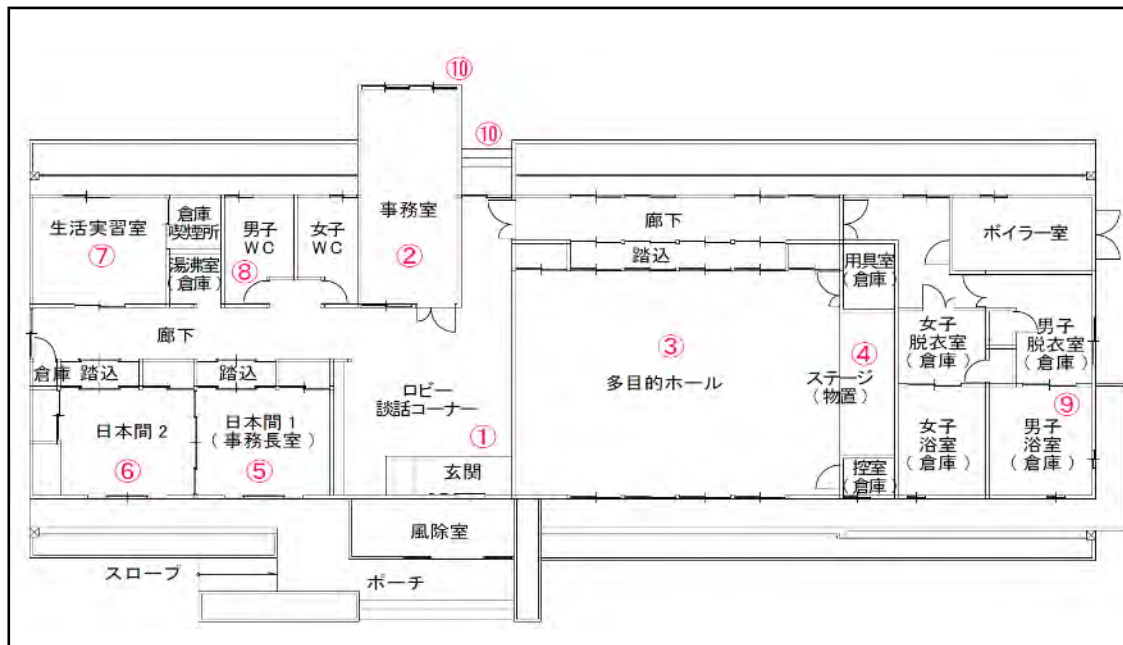
西暦	2021年度	2022年度	2023年度	過去3年間 平均値
和暦	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数 (件)	171	179	197	182
利用人数 (人)	1,501	1,643	1,709	1,618



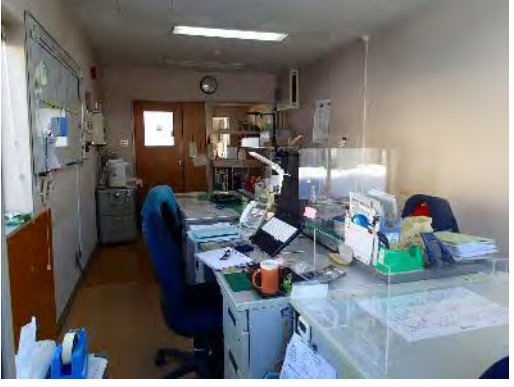
(湯川村教育委員会社会教育課提供)

(3) 施設の現状と問題点

■高齢者コミュニティセンター 1階平面図



■高齢者コミュニティセンター 1階 現状と問題点

① ロビー・談話コーナー	② 事務室
	
ポーチや玄関にはスロープや簡易な手すりが設置されていますが、廊下などの共用部には手すりがなく、高齢者施設としてはバリアフリー化への対応が不十分な状況です。	事務室は平成6年に増築工事を行っているが、事務長は別途執務室を確保している。 家具が固定されていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。

③ 多目的ホール	④ ステージ(物置)
 多目的ホールは本施設で最も多く利用されている部屋です。廊下からの入口には段差があり、高齢者施設としてバリアフリー化への対応が不十分な状況です。 内装仕上材は経年劣化が見られます。	 多目的ホールのステージには物品が置かれ、ステージとしては利用できない状況です。 ステージ両側の用具室や控室も倉庫になっており、建設当初の利用目的とは異なる使い方をしています。
⑤ 日本間1(事務長室)	⑥ 日本間2
 日本間1は、和室にカーペットを敷き、机を設置し事務長室として使用しており、建設当初の利用目的とは異なる使い方をしています。 内装仕上材は経年劣化が見られます。	 日本間2は、和室に座卓や座椅子などが置かれ、会合などに利用されていますが、利用頻度は少ない状況です。 内装仕上材は経年劣化が見られます。

⑦ 生活実習室	⑧ 男子WC
 生活実習室には、流し台や調理台、調理器具などが設置され、主に会合時に利用されていましたが、現在は使用する機会が減り、利用頻度は少ない状況です。	 出入口に段差があり、手すりの設置もなく、高齢者には利用しにくい状況です。床は湿式となっています。便器は和式の一部を洋式化しています。 (女子WCも同様)

⑨ 男子脱衣室・浴室(倉庫)	⑩ 外部
 浴室の使用はなくなり、催事用具庫や書類、備品等の倉庫として利用しています。 壁にはひび割れやタイルの剥離・破損・浮きなどがあり、内装仕上材は経年劣化が見られます。 (女子脱衣室・浴室も同様)	 外壁や建具、軒天などの外装仕上材は劣化が著しく、塗装剥離や損傷が広範囲にみられます。建物全体として老朽化が進んでいる状況です。

（４）施設の課題

高齢者コミュニティセンターは、1981年（昭和56年）に建設され、築43年が経過しています。これまで、1994年（平成6年）に事務室増築工事を実施していますが、大規模な改修工事はありません。外壁や建具、軒天等の外装材は塗装剥離や損傷が広範囲に見られ、建物全体が著しく老朽化し、設備類の更新も含めた大規模な改修または建替えが必要な時期を迎えています。

施設の利用形態については、一部の室において、建設当時の利用目的と現状の利用とが異なった使用状況にあります。男女の脱衣室・浴室は、現在入浴サービスがなく、催事用具や書類等の倉庫として利用しています。各種活動は主に多目的ホールを利用しており、他の室の利用は少ない状況です。多目的トイレの設置はなく、建物内部も段差があり手すりが設置されていない、多目的ホールからトイレまでの距離が遠いなど、高齢者にとって利用しづらい状況にあります。地震対策も未対応の状況で、地震時には家具の転倒や書類等の落下、これによる人的被害等が懸念されます。

屋外付帯（外構）においては、エントランス側の駐車スペースが狭く、駐車台数も不十分で利用者には不便な状況となっています。

これらのことから、バリアフリー化の改善、利用形態の変化等に対応する大規模改修、建物の長寿命化改修や設備類の更新、利用しやすい駐車スペースの確保が課題となっています。



【高齢者コミュニティセンター 女子脱衣室・浴室（倉庫）】

4-4 ユースピアゆがわ

(1) 施設概要

■ユースピアゆがわ 敷地概要

施設名		ユースピアゆがわ
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字長瀬1番地
	所有区分	所有区分：公有地
	敷地面積	4,290m ² （未測量のため、公図登記面積による）
	敷地の形状	整形地、平坦
	前面道路	県道浜崎・高野・会津若松線 幅員 6 m
	土地利用状況	地目：宅地
	災害危険区域等	浸水想定区域
	その他	—
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	—
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	自然公園法 その他	—



【ユースピアゆがわ 外観】

■ユースピアゆがわ 建物概要

建物名		ユースピアゆがわ	
建物 概要	主要用途	集会所	
	防火対象物用途	消防法施行令別表第一(16)項イ	
	構造・規模	鉄筋コンクリート造 ・ 地上2階	
	基礎形式	杭基礎（PHC杭 400φ27m×53セット、300φ27m×6セット）	
	建築面積	666.115m ²	
	延床面積	926.063m ² （1階：551.200m ² 、2階：374.863m ² ）	
	最高高さ・軒高	最高の高さ：17.3m ・ 最高の軒高：8.25m	
	居室床高	居室床高：78cm	
	設計者	(株)平木建築設計事務所	
	施工者	入谷建設工業(株)	
	建設年月	1993年（平成5年）11月	
	経過年数	31年	
	耐震基準	新耐震基準（※）	
	耐震診断	－	
	耐震補強改修	－	
	主な改修履歴	実施年度	改修内容
		－	※改修履歴なし
	電気設備概要	一般照明、非常用照明、火報、動力、誘導灯、非常放送設備等	
	機械設備概要	給排水衛生、消火、ガス、換気、空調、床暖房等	
	備考		
施設	設置目的・利用目的	湯川村の若者を中心とした村民すべての交流と憩いを目的とする。 村内・村外の方にも会合や研修の場として利用可能。	
	施設所管	湯川村教育委員会	
	管理方式・機能	公設公営	
	施設内容（主要室名）	別表による	
	附属施設（別棟）	なし	
	利用概要（利用時間等）	午前8時30分から午後9時まで	

※「新耐震基準」とは、建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日までに適用されていた基準を「旧耐震基準」という。新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

■ユースピアゆがわ 主要諸室と面積

	室名	面積 (㎡)	備品等
1F	風除室	12	
	玄関・下足室・ エントランスホール (図書コーナー)	183	造付下足入・ 書架・長机・椅子・ソファ
	廊下・倉庫1	55	日用品
	事務室	24	机・椅子・書棚・コピー機・ホワイトボード 他
	湯沸室	10	流し・食器棚他
	応接室 (更衣室・倉庫)	15	ソファ・ロッカー
	調理実習室	46	手洗い・机6台・椅子24脚程度・モニター
	調理準備室	27	シンク・ガスコンロ・冷蔵庫・戸棚・調理器具他
	倉庫(階段室)	11	椅子・間仕切・ジョイントマット・灯油ボリ 他
	多目的ホール	137	ホワイトボード・放送設備・長机16台程度
	多目的WC	9	洋大1・手洗1・ベビーベッド
	男子WC/女子WC	26	小3・洋大1・手洗2 / 洋大1・和大2・手洗2
	機械室	35	オイルタンク・設備機器
	倉庫2	11	椅子×150脚程度
2F	和室研修室1 (学童室)	38	長机×8、茶道用具
	和室研修室2 (学童室)	35	長机×2
	和室研修室3 (学童室)	48	長机×12・囲碁セット・座布団
	研修室 (学童室)	71	長机×11・ホワイトボード・テレビ・教員机・スチールラック×7
	倉庫	5	スチールラック×1・掃除機・菓子類他
	給湯室	6	流し・冷蔵庫・食器棚
	男子WC/女子WC	19	小3・洋大1・手洗1 / 洋大3・手洗1
	化粧室	10	手洗3
	男女 各浴室・脱衣室	28	男女各浴室 浴槽1・シャワー2 ※現在使用していません
	冷房用屋外 ユニットスペース	31	室外機×3
	バルコニー	173	

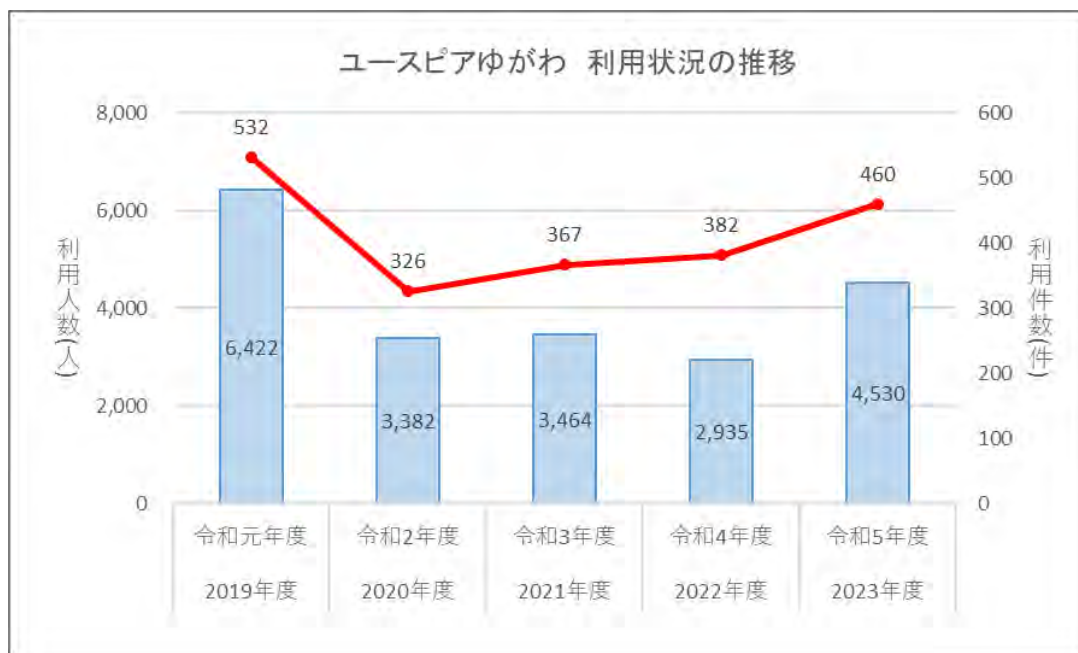
(2) 施設の利用状況

ユースピアゆがわは、1993年（平成5年）に「湯川村青年の家」として建設され、集団宿泊生活や研修プログラムを通じて青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された社会教育施設です。現在は、村の若者を中心とした村民すべての交流と憩いを目的とし、1階ロビーは児童向けの図書コーナー、2階は学童室として主に放課後児童クラブ（学童クラブ）の活動に利用されています。また、多目的ホールは村内外の各種団体の会合や研修の場として利用されています。宿泊施設としての利用は行っていないため、2階の男女脱衣室・浴室は使用せず、1階の調理準備室・調理実習室もほとんど利用されていない状況にあります。また、2階の和室研修室（学童室）は、日舞や茶道などの生涯学習にも利用されています。

過去5年間のユースピアゆがわの利用状況の推移を見ると、2019年度（令和元年度）には532件 6,422人の利用がありましたが、2020年度（令和2年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により社会活動が自粛され326件 3,382人まで減少しました。以降利用状況は少しずつ増加し、2023年度（令和5年度）には460件 4,530人まで増加しましたが、未だ以前の利用状況までは回復していません。

■ユースピアゆがわ 利用状況の推移（過去5年間）

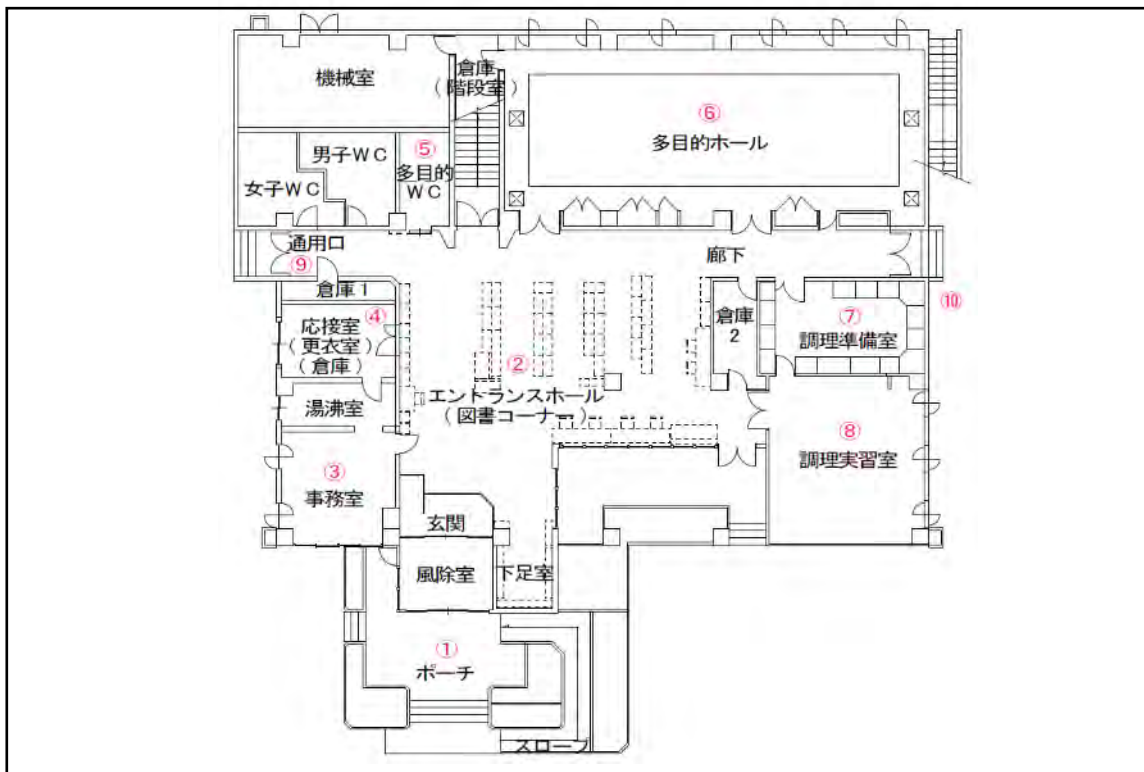
西暦	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	過去5年間
和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均値
利用件数 (件)	532	326	367	382	460	413
利用人数 (人)	6,422	3,382	3,464	2,935	4,530	4,147



(湯川村教育委員会社会教育課提供)

(3) 施設の現状と問題点

■ユースピアゆがわ 1階平面図



■ユースピアゆがわ 1階 現状と問題点

① ポーチ・風除室	② エントランスホール(図書コーナー)
	
出入口のタイルや外壁にひび割れなどの劣化はありますが、建物の構造躯体にまで影響するような大きな損傷や雨漏りなどは確認されていません。	エントランスホールは主に児童図書を多く所属する図書コーナーとして利用しています。一部にソファや自習用のテーブルと椅子を設け、利用者のニーズに配慮しています。 廊下の床仕上面には床暖房設備による不陸が見られます。

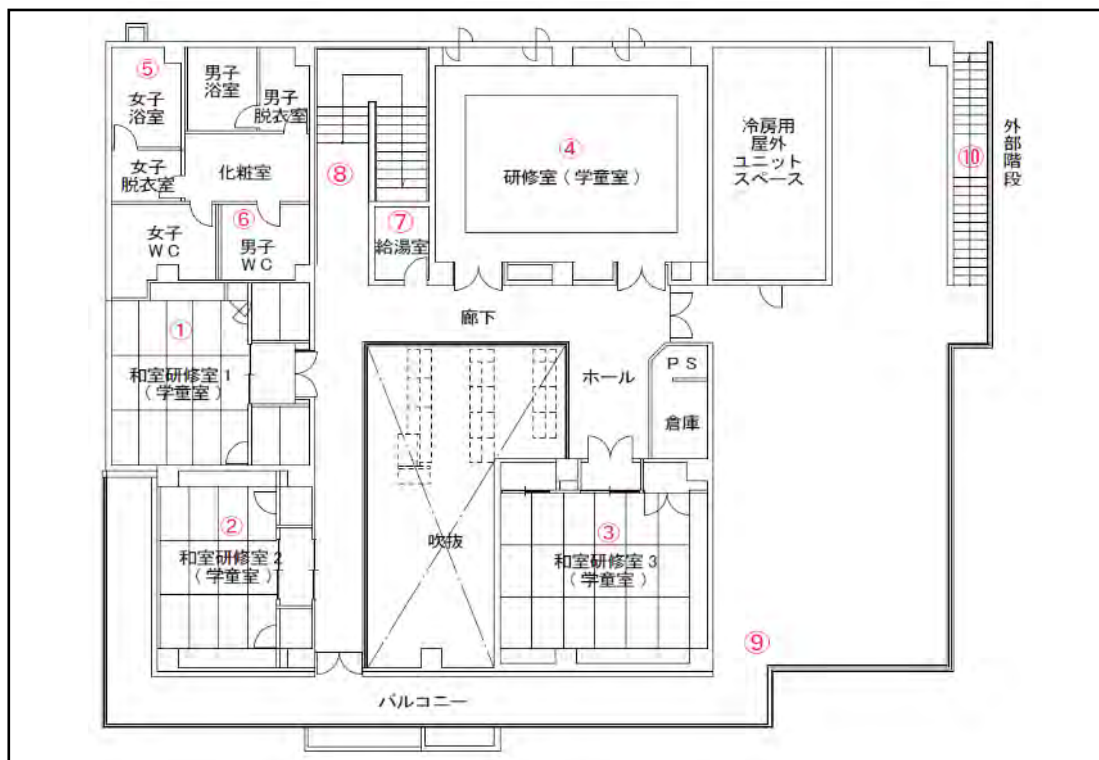
③ 事務室	④ 応接室(更衣室・倉庫)
 事務室は職員数に対して十分な広さが確保されています。書棚等の固定がされていないため、地震の際は家具の転倒などの危険性が高い状況です。	 応接室は、現在、男女共用の更衣室兼倉庫として利用しています。 ロッカー上部にも荷物が置かれ、家具等の固定がされていないため、地震の際は家具の転倒や荷物の落下の危険性が高い状況です。

⑤ 多目的WC	⑥ 多目的ホール
 多目的トイレには、手すりやチャイルドキープ、おむつ替え用のベッドなどが設置され、車いす使用者も利用できる十分なスペースが確保されています。	 多目的ホールは音響設備も備わっており、会議や研修など大人数での利用が可能です。また、可動間仕切りがあり、2室に分けて利用することもできます。 床仕上面には床暖房設備による不陸が見られます。

⑦ 調理準備室	⑧ 調理実習室
 調理準備室には、流し台やガスコンロ、冷蔵庫などの調理機器があり、主に婦人部の活動などに利用されていますが、炊き出しなどの利用も可能です。 換気扇廻りの内壁にひび割れや白華が見られます。	 調理実習室は、調理準備室に隣接し、主に婦人部の活動などに利用されています。調理準備室の利用にかかわらず調理実習室のみを利用することもでき、村民の交流の場所にもなっています。

⑨ 通用口	⑩ 外部
 通用口は、公民館側（西側）と駐車場側（東側）に2か所あり、公民館への職員の往来等に利用されています。	 外壁は広範囲にひび割れ、劣化、損傷、白華等が見られます。調査の上、損傷の度合いに応じた改修が必要な時期となっています。

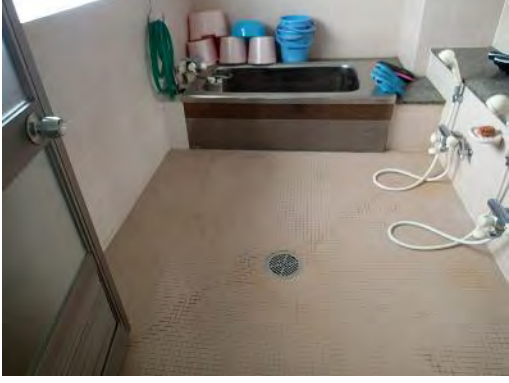
■ユースピアゆがわ 2階平面図



■ユースピアゆがわ 2階 現状と問題点

① 和室研修室1(学童室)	② 和室研修室2(学童室)
	
和室研修室1は、現在は、主に学童施設として利用していますが、日舞や茶道等の生涯学習スペースとしても利用されています。 内装仕上材は経年劣化が見られます。	和室研修室2は、現在は、主に学童施設として利用していますが、日舞や茶道等の生涯学習スペースとしても利用されています。 内装仕上材は経年劣化が見られます。

③ 和室研修室3(学童室)	④ 研修室(学童室)
 和室研修室2は、現在は、主に学童施設として利用していますが、日舞や茶道等の生涯学習スペースとしても利用されています。 内装仕上材は経年劣化が見られます。	 研修室は、現在は、主に学童施設として利用しています。 内装仕上材は経年劣化が見られます。

⑤ 女子浴室・脱衣室	⑥ 男子WC
 浴室や脱衣室はきれいに清掃され、利用は可能な状態ですが、研修施設として宿泊を行っていないため、現在は使用されていません。 (男子浴室・脱衣室も同様)	 2階男子WCは、湿式で出入口には段差があります。WCと洗面所は、学童利用者も使用しています。 (女子WCも同様)

⑦ 給湯室	⑧ 階段
 給湯室には、流し台、ガス台、食器棚が設置され、2階施設利用者の共用で利用していますが、冷蔵庫は学童専用となっています。	 エレベーター等の昇降設備はありませんが、階段には十分な幅員があり手すりも設置されています。

⑨ バルコニー	⑩ 外部階段
 バルコニーは、パラペットに大きなひび割れがあり、笠木タイルは剥離や破損、浮きが見られます。 2階から外階段を通じた避難経路であることから補修が必要と考えます。	 外部階段段鼻のタイルの剥離、壁タイルのひび割れ等の損傷がみられます。調査の上、損傷の度合いに応じた改修が必要と考えます。

（４）施設の課題

ユースピアゆがわは、1993年（平成5年）に建設され、築31年が経過しています。これまで、大規模な改修工事は行っていません。建物の外壁面にはひび割れや白華等が多数あり、広範囲に劣化が見られます。屋根鋼板には軒先全体に錆の発生、屋根面の広範囲に小さな錆の発生が見られ、大規模な修繕や改修が必要な時期を迎えています。

施設の利用形態については、建設当初の利用目的と現状の利用とが変わっている状況にあります。2階研修室は主に放課後児童クラブ（学童クラブ）の活動に利用され、男女の脱衣室や浴室は、現在利用されていません。1階多目的ホールは、主に村内外の各種団体の会合や研修の場として利用しています。1階ロビーは、主に児童・生徒を対象とした図書及び自主学习スペースとして利用され、書棚や机椅子等を配置し整備しているところですが、本来の図書室的に必要な機能は不足しており、蔵書の管理等が難しい状況です。

館内は外部出入口から1階フロアまではスロープ等が設置され、多目的トイレの設置もあり、1階は段差がなくバリアフリー対策がなされていますが、エレベーター等の設置がないため、2階への車いすでの移動は困難な状況にあります。1階には床暖房が整備されていますが、床仕上げに不陸がみられます。避難経路でもある外階段は、床タイルの劣化や損傷が見られ修繕が必要な状況です。

地震対策も未対応の状況で、ほとんどの棚や家具が固定されておらず、地震の際は家具の転倒や書類等の落下、これによる人的被害も懸念されます。

屋外付帯（外構）においては、駐車スペースが狭く、駐車台数も不十分で利用者には不便な状況となっています。緑地広場は、園児や児童の屋外活動等に利用されています。

これらのことから、劣化部改修や2階へのバリアフリー化の改善、利用形態の変化等に対応する内部改修、利用しやすい駐車スペースの確保等が課題となっています。



【ユースピアゆがわ 2階廊下の学童用荷物置場】

5 基本方針と必要機能

「基本構想」における施設整備の方針、「4 既存施設の現状と課題」を踏まえて、複合施設建設の基本方針と必要機能について整理・検討します。

5-1 「基本構想」施設整備の方針

「基本構想」における施設整備の基本的な考え方、整備方針は次のとおりです。

■「基本構想」目指す姿・コンセプト

目指す姿 コンセプト
『全世代が気軽に集い、学び、繋がる 笑顔をもたらす施設』
新しく整備する複合施設は、「今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設」を目指します。そして、村民が快適かつ安心して利用し、新たな交流の拠点となることで、地域コミュニティ創りの場を目指します。

■「基本構想」整備方針

整備方針
○複数機能の相互融合と連携により、有機的で効率的な運営が可能となる施設整備を図ります。また、役場本庁舎が持つ行政機能との連携により、利用者の利便性や相互活性化を図ります。
○村からの情報発信や村民の作品展示など幅広い活用ができるフリースペースの設置、村民が集い交流が育まれるような仕掛けが展開できる施設整備を図ります。
○授乳やおむつ替えスペース、多目的トイレや車いすでの移動など、誰もが安全・安心で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
○SDGsや自然災害などの危機管理も考慮し、太陽光発電など自然エネルギーを取り入れた脱炭素・危機管理対応型の施設とします。
○事務室、トイレ、会議室など共用化を図り、必要最小限の設備を有した施設とします。

■「基本構想」複合施設の機能と整備方針

複合施設に設ける機能と整備方針	
機能	①社会教育・生涯学習機能
	地域や暮らし、文化等多様な現在社会において村民が主体的に学習できる場であると同時に、地域コミュニティの再生を担う拠点施設とします。
整備 方針	○住民活動の語らいや交流ができるスペース、飲食しながら集うことができるスペース、静かさと賑わいが分離・共存できるような施設整備
	○図書を通じて学べるスペース、静かに学習でき誰もが気軽に立ち寄れ、温かく心地よい居場所、読書の楽しさ・知育の向上に資する施設整備
機能	②保健福祉センター機能
	子育て世代を支援する子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点（令和7年度より「こども家庭センター」に以降予定）、高齢者及び障がい者等の生活支援・自立支援を目指す地域包括支援センター機能等を集約するとともに、総合的で多様な村民へ対応するための健康福祉機能を有した施設とします。
整備 方針	○健診等の利用のほか、相談者のプライバシーに配慮した相談室など誰もが安心できる施設整備
機能	③防災及び危機管理機能
	近年激甚化する災害が増加していることを踏まえ、災害時には専門機関（危機管理センター機能）に特化した機能を有した施設とします。

5-2 施設建設の基本方針と必要機能

(1) 施設建設の基本方針

「5-1 基本構想施設整備の方針」に基づき、複合施設建設の基本方針「目指す姿・コンセプト・整備方針」を次のとおりとします。

複合施設は、村民と共に魅力ある地域・活力あふれる地域づくりを推進するため、「今後の村の発展を支え、長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設」を目指します。そして、「全世代が気軽に集い、学び、繋がる 笑顔をもたらす施設」をコンセプトとし、村民が快適かつ安心して利用し、新たな交流の拠点となることで、地域コミュニティ創りの場となる施設を目指します。

また、複合施設の整備方針においては、「5-1 基本構想施設整備の方針」に加えて、今後の村の情勢を勘案し、社会の変化に対応できるフレキシブルな施設、村の中核施設として耐久性・安全性・耐震性・省エネ性等に配慮した施設とします。

■複合施設建設の基本方針「目指す姿・コンセプト・整備方針」

複合施設の目指す姿
『今後の村の発展を支え、 長きにわたって村の中核施設としての役割を果たせるような施設』

複合施設のコンセプト
『全世代が気軽に集い、学び、繋がる 笑顔をもたらす施設』

複合施設の整備方針
○複数機能の相互融合と連携により、有機的で効率的な運営が可能となる施設整備を図ります。また、役場本庁舎が持つ行政機能との連携により、利用者の利便性や相互活性化を図ります。 ○授乳やおむつ替えスペース、多目的トイレや車いすでの移動など、誰もが安全・安心で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設とします。 ○SDGsや自然災害などの危機管理も考慮し、太陽光発電など自然エネルギーを取り入れた脱炭素・危機管理対応型の施設とします。 ○事務室、トイレ、会議室など共用化を図り、必要最小限の設備を有した施設とします。 ○今後の村の情勢を勘案し、社会の変化に対応できるフレキシブルな施設とします。 ○村の中核施設として、耐久性・安全性・耐震性・省エネ性等に配慮した施設とします。

(2) 必要機能と整備方針・役割

複合施設に設ける具体的な導入機能については、「5-1 「基本構想」施設整備の方針」で掲げた3つの機能「社会教育・生涯学習機能」「保健福祉センター機能」「防災機能」を基本に、そのうち「保健福祉センター機能」については、村民の利便性、役場内の連携体制・整備費用等を総合的に勘案し、保健とこども・子育てに関する機能を集約した「保健・子育て支援機能」とし、また新たに「執務機能」「交流機能」「屋外附帯機能」を設け、6つの機能を確保します。高齢者コミュニティセンターの機能については、活動内容が類似する「社会教育・生涯学習機能」に包括します。

各機能の整備方針・役割は、次のとおりです。

■必要機能と整備方針・役割

機能	整備方針・役割	
① 社会教育・ 生涯学習機能	整備 方針	・村民の様々な活動において、語らい・交流・飲食・集いなど、それぞれの求めに応じ静けさと賑わいが分離・共存できるような施設整備をします。 ・図書を通じて学べるスペースや静かに学習できるスペースを設け、読書の楽しさや知育の向上に資する温かく心地よい空間を整備します。
	役割	・暮らしや文化等多様な地域社会の生涯学習拠点 ・図書を通じた知育の向上、主体的な学習の場 ・村民のふれあい・憩いの場
② 保健・子育て 支援機能	整備 方針	・各種健診に対応できる健診室、相談者のプライバシーに配慮した相談室の設置など、誰もが安全・安心に利用できる施設を整備します。
	役割	・村民の健康福祉増進 ・こども家庭センターを中心とする子育て支援拠点の集約
③ 防災機能	整備 方針	・災害時の避難所及び防災拠点として、役場本庁舎との連携に配慮した施設とし、災害時の給水設備、非常用電源等を整備します。 ・屋外施設としては、防災備蓄倉庫を整備し、避難者用テントや車中泊等についても検討します。
	役割	・役場庁舎機能の分散（危機管理） ・災害時の避難施設、支援活動の拠点
④ 執務機能	整備 方針	・教育・子ども・保健関連部署を集約することで、村民や職員の利便性の向上や相互活性化を図るような施設とします。
	役割	・教育・子ども・保健関連部署の集約 ・役場本庁舎との連携 ・利用者の利便性向上・相互活性化
⑤ 交流機能	整備 方針	・村からの情報発信や村民の作品展示など幅広い活用ができるフリースペースの設置、村民が集い交流が育まれるような仕掛けが展開できる施設整備を図ります。
	役割	・地域コミュニティ・交流の活性化 ・情報発信・情報共有の場
⑥ 屋外附帯機能	整備 方針	・役場庁舎との連携や利用者の利便性向上に配慮した屋外附帯整備とします。 ・施設へのアクセスに配慮し、利用しやすい駐車場や駐輪場の整備、災害時の避難施設や支援活動の拠点となるよう整備します。
	役割	・施設へのアクセスなど利用しやすい動線、駐車場や駐輪場の整備 ・災害時の避難施設や支援活動の拠点

6 必要諸室と施設規模等の検討

「4 既存施設の現状と課題」を踏まえて、導入機能や執務特性、要望等を考慮した上で、複合施設の必要諸室や規模等について検討します。既存4施設において用途や機能が重複している室は集約し、また現状の利用形態に合わせて必要な室を整備するなど、施設規模等の適正化や効果的・効率的利用について検討します。

6-1 機能別必要スペースと機能の集約

機能別必要スペースと機能の集約のイメージは下表のとおりです。

機能の集約（各機能共有）として、大ホール、多目的スペース（会議室中小）、生涯学習スペース（調理室）、執務共有スペース（給湯室）、交流フリースペース（ラウンジ）、情報共有スペース（ロビー）、共有スペース（エントランス、トイレ、廊下等）、駐車スペースがあり、これらの機能を複合施設として集約することで、施設規模の適正化と効果的・効率的利用を図っていきます。

なお、既存4施設の機能を集約した新たな複合施設では、利用者のニーズに配慮した効果的なサービスの提供が求められることから、施設の管理・運営においては、管理運営体制や管理区分の設定、セキュリティ対策や機械警備の導入などの具体的な検討が今後求められます。

■機能別必要スペースと機能の集約

①社会教育・生涯学習機能	②保健・子育て支援機能	③防災機能	④執務機能
大ホール 多目的スペース 図書室スペース 生涯学習スペース	健診等のスペース 子育て支援スペース	防災機能スペース	執務スペース 執務共有スペース
⑤交流機能			
交流フリースペース 情報共有スペース 共有スペース			
⑥屋外附帯機能			
駐車スペース その他防災スペース			
機能の集約（各機能共有）			
大ホール、多目的スペース（会議室中小）、生涯学習スペース（調理室） 執務共有スペース（給湯室） 交流フリースペース、情報共有スペース、共有スペース 駐車スペース			

6-2 機能別必要諸室の検討

複合施設に求められる6つの機能別に、利用形態や要望などから必要諸室について検討します。

(1) 社会教育・生涯学習機能

社会教育・生涯学習機能においては、これまで湯川村公民館、ユースピアゆがわ、高齢者コミュニティセンターが果たしてきた役割を継承するとともに、複合施設とすることで全世代の交流が新たに生まれることを期待します。村民が集い、学び、繋がる、笑顔あふれる施設整備を目指します。

■大ホール（大会議室）

アリーナは、成人式・敬老会・講演会・芸能祭・消防団の出初式など村の主要な式典から、会議や研修、軽運動や音楽活動など日常的な団体利用まで、さまざまな利用形態に対応できるホールとします。広さは、移動式の机・椅子など学校型の配置で、最大200名を収容できる規模とします。音楽室として共用するため、遮音や防音、音響に配慮した計画とします。

ステージは、芸能祭の発表や講演会や審査会などを想定した広さを確保し、奥行きのある空間とします。ステージ脇には放送室、控室を設けます。

倉庫は、アリーナで使用する机・椅子のほか、式典などで使用する備品等を収納できる広さとします。

大ホール専用の給湯室とトイレは設けず施設内で共用するため、大ホールの利用を考慮した平面計画が求められます。また、最大200名の利用者が快適に利用できるように、ロビーなど待合場となる空間の配置にも配慮が必要です。

■多目的スペース

多目的スペースには、最大20名を収容できる会議室（中）、最大12名を収容できる会議室（小）2室を計画します。

会議室（中・小）は、通常の会議や研修、軽運動や音楽活動のほか、保健指導、高齢者の交流の場として村老人クラブ・ミニデイサービス・ボランティア活動・村社会福祉協議会の会合など、さまざまな利用形態に対応できる会議室とします。会議室には、ホワイトボードやプロジェクター、モニターなどを整備し、幅広い活動に利用できるよう計画します。

また、今後は、子育て支援の食育指導や料理教室の食事会場としての利用も想定されることから、調理室に近接して配置することが望ましいです。

■図書室スペース

図書室スペースには、閲覧スペースのほか、閉架スペース、学習スペースを設けます。

閲覧スペースは、村民が気軽に立ち寄れるように、あたたかく心地よい空間となるよう配慮します。村民が誰でも自由に閲覧できるよう、書架の配置や高さに配慮した計画とし、検索端末機器を1台配置します。また、蔵書を管理する新しい端末システムの導入について今

後検討していきます。蔵書は現在 7,000 冊程度ですが、将来的に最大 15,000 冊の蔵書を収容できる規模とします。

閉架スペースは、貸出受付に近接して計画し、移動式書架を設置するなど蔵書の管理がしやすいよう配慮します。

学習スペースは、小中学生だけでなく広く高校生や一般の利用も想定し、5 席程度のスペースを確保します。また、個室とせず、閲覧スペース内の一角に設け、間仕切りで仕切るなど集中して学習できる環境を整備します。

■生涯学習スペース

生涯学習スペースには、暮らしや文化など多様な地域の生涯学習の場として、和室、調理室、工作室を計画します。

和室は、日舞や茶道などの団体活動を想定し 10 畳程度の広さを確保します。また、踏込や下足入れ、茶道用の炉、茶道用具を収納する押入れ、床の間を設けます。

調理室は、婦人部の活動や、子育て支援の食育指導、料理教室などの利用を想定し、ガスコンロ・シンク付き作業台を 4 台配置できる規模とし、冷蔵庫や食器棚、調理器具の収納棚を設置できるスペースを確保します。また、入室前には手洗い・消毒、白衣や専用の履物を着用する必要があるため、調理前室を設けるなど安全衛生面に配慮した計画とします。

工作室は、書道や絵画、縫製などの活動を想定し計画します。工作台・椅子やホワイトボード、専用の洗い場やイーゼル・画材等の収納庫等を整備し、12 畳程度の広さとします。

(2) 保健・子育て支援機能

保健・子育て支援機能においては、これまで湯川村保健センターが果たしてきた役割を継承しつつ、現状の利用形態に合わせて空間を再構成し、健診等スペース、子育て支援スペースを整備し、誰もが安全・安心に利用できる施設とします。

また、少子高齢化の中でも活力ある村を目指し、多数の若者が子育てのために湯川村へ移住していただけるような拠点となる施設とし、合計特殊出生率の増加が図られるよう努めます。

■健診等スペース

健診等スペースには、健診ルーム、内科診察室、歯科健診室を計画します。

健診ルームは、各種健診のほか、機能訓練や健康・運動に関する教室（ウォーキング法やヨガ教室ほか）など様々な活動に利用されるため、40 畳程度の広さを確保し、床はカーペット敷きなど柔らかい材質とします。子育て世代の利用が多いことから、健診ルーム内にはキッズスペースを整備します。

内科診察室は、健診ルームに隣接して設置し、医師のほか 4 名程度の利用を想定し 6 畳程度の広さとします。また、診察器具などの収納庫を設けます。

歯科健診室は、健診ルームに隣接して設置し、医師のほか 4 名程度の利用を想定し 6 畳程

度の広さとします。歯科健診では、親子で乳幼児の歯磨き練習なども行うことから、乳幼児が横になれるスペースを確保し、幼児用の手洗シンクを整備します。また、診察器具などの収納庫を設けます。

■子育て支援スペース

子育て支援スペースには、プライバシーに配慮した村民が安心して訪れることができる相談室2室、幼児専用トイレを計画します。

各相談室は、4名程度の利用を想定します。また、相談室は、救護室・授乳室として共用するため、ベビーベットや手洗いを設け、8畳程度の広さとします。今後、給湯設備の設置についても検討します。

幼児専用トイレには、幼児用の洋便器・和便器、洗面台を設置し、親子が安全安心に利用できる空間を整備します。利用状況に応じて、幼児用の沐浴槽やシャワーの設置についても今後検討が必要です。

(3) 防災機能

防災機能においては、災害時の避難所及び防災拠点として、役場本庁舎との連携に配慮し、災害時にはライフラインを確保できるよう防災設備を整備します。また、屋外には防災備蓄倉庫を整備します。今後、避難者用テントや車中泊等の利用についても検討していきます。

■防災機能スペース

防災機能スペースには、防災設備を整備するほか、敷地内に別棟の防災備蓄倉庫を計画します。

防災設備としては、72時間(3日間)稼働できる非常用発電機を整備し、災害時の電源を確保します。燃料は連続使用時間や耐久性、ランニングコストを考慮し、ディーゼル軽油を想定し計画します。さらに、屋根には蓄電池のない太陽光発電を整備し昼間の電源を確保します。今後は、災害時を想定し、具体的にどの部屋でどの程度の電力を必要とするか、防災計画等の見直しを含めた検討が必要です。また、断水時の給水方法についても今後検討が必要です。

候補地のエリアは、「湯川村洪水ハザードマップ」の洪水災害浸水深 0.5m～3.0mの地域に指定されていることから、防災設備や重要な設備類は、屋上や2階部分に設置することが望ましく、今後検討が必要であり、また、水害時に役場の代替機能を発揮できるよう、設計において盛土や基礎などにより可能な範囲の工夫を行い、役場庁舎よりも一定程度高くなるように配慮する必要があります。

防災備蓄倉庫は、役場庁舎敷地内の既存プレハブ倉庫にある防災備蓄品を収納できる広さとし、60畳程度の規模で計画するとともに、屋外の駐車場は、災害時の支援団体の活動拠点等としても使用することを想定します。

(4) 執務機能

執務機能においては、学校教育・社会教育・保健福祉関連部署を集約することで、村民や職員の利便性の向上や相互活性化・情報の連携集約が図れるような施設を整備します。

■執務スペース

執務スペースには、教育委員会・保健センター・福祉部門として 30 名程度が執務できる事務室を確保します。また、施設の総合受付等の役割を担うため、利用者の利便性に配慮しエントランスに近接して整備します。事務室の面積は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を参考にしつつ、既存の執務室より広い空間を確保します。保管書類が多いため、各室には可能な限り書棚を整備します。また、教育委員会では、文化財出土品の研究などの業務もあり、文化財出土品の整理・保管スペースを確保する必要があります。

■執務共有スペース

執務共有スペースには、印刷室、書庫・倉庫、ミーティングスペース、更衣室、給湯室、職員用通用口を整備します。

印刷室は、大型印刷機や各種コピー機、用紙やインクなどの備品収納棚の配置を想定し、製本作業のスペースも確保します。

書庫・倉庫は、3 部署の書類や備品等を収納できる広さとします。特に文化財出土品の保管については配慮が必要です。

ミーティングスペースは、3 部署で共用し、6 名程度の利用を想定して計画します。

更衣室は、男子更衣室・女子更衣室ともに各室最大で 20 名の利用を想定し、各室 20 名分のロッカーを設置し、快適に更衣できる広さを確保します。

給湯室は、ミニキッチンや食器棚を設置し、そのほか、冷蔵庫・電子レンジオーブン・電気ケトルなどの利用を想定した計画とします。また、給湯室は館内共用のため、施設内での配置に配慮が必要です。

職員用通用口には、風除室、下足入れを設け、公用車専用駐車場や更衣室への動線に配慮し計画します。

(5) 交流機能

交流機能においては、幼児から高齢者までの幅広い年代の村民が集い・繋がり・交流が育まれるような交流フリースペース、村からの情報発信や村民の作品展示など幅広い活用ができる情報共有スペース、施設全体の共有スペースを設け、昨今の温暖化対策として、クールシェアスポットの機能も兼ねたスペースとします。

■交流フリースペース

交流フリースペースには、テーブルやソファ・ベンチ、自動販売機やコピー機を設け、打合せや雑談・休憩など、誰でも気軽に利用できるラウンジを計画します。また、大ホール

利用時には、利用者の待合・待機スペースとしても利用できるよう配慮します。

■情報共有スペース

情報共有スペースは、エントランスロビーにデジタルサイネージ（65 インチ程度の液晶モニター1 台）、情報掲示板や冊子用ラック、テーブルやソファ・ベンチを設け、米と文化の里「ゆがわの魅力」やイベント情報・村の広報など、さまざまな情報発信や情報共有の場として、誰でも自由に利用できる空間を計画します。また、大ホール利用時には、利用者の待合・待機スペースとしても利用できるよう配慮します。

■共有スペース

共有スペースには、エントランス 2 か所、トイレ（男性用、女性用、多目的）2 か所、廊下を設けます。

エントランスは、駐車場や歩道からのアクセスや施設内諸室の配置、利用者の動線に配慮し、館内に 2 か所設けます。屋外の冷氣や熱気の流入を妨げ、屋内室温を保つため、エントランスには風除室を設置します。施設内は下足入館を基本とします。また、執務室から来館者の出入りが確認できるよう配慮が必要です。

廊下は、エントランスロビーと連続して、情報発信や作品展示の場としても活用できるよう、壁面を利用した展示スペースを設けるなど有効活用を検討します。

トイレは、男子トイレ・女子トイレ・多目的トイレを 1 ユニットとし、館内に 2 か所設けます。男子トイレは小便器 2・洋便器 3・手洗い 3、女子トイレは洋便器 5・手洗い 5、多目的トイレは車いす利用対応の洋便器 1・手洗い 1 を基本とし、オストメイト・チャイルドキープ・フィッティングボード・おむつ交換台・掃除用流しなどについては今後検討が必要です。トイレの配置は、利用者の動線に配慮して計画します。

そのほか、施設が 2 階建となった場合は、階段や 10 人用程度の昇降機 1 基を計画します。

（6）屋外附帯機能

屋外附帯機能においては、駐車場や駐輪場を整備する駐車スペース、防災備蓄倉庫や屋外設備等のその他防災スペースを設けます。

■駐車スペース

駐車スペースには、来館者用駐車場 70 台、身障者等用駐車場 2 台、職員用駐車場 30 台、駐輪場 20 台、大雪に対応するため除雪の際の雪の堆積スペースを設けます。周辺道路からの駐車スペースへのアクセス、歩道からの施設へのアクセス、駐車スペースから施設へのアクセス等、車と人の動線に配慮し、安全で安心な配置計画とします。

■その他防災スペース

その他防災スペースには、(3)防災機能に記載した防災備蓄倉庫のほか、キュービクル等の屋外設備を設けます。また、駐車場は、災害時の支援団体の活動拠点等として使用することを想定します。

キュービクル等屋外設備は、施設の設備や規模に応じて、今後検討が必要です。

今後は、敷地規模に応じて、村民が集う憩いの広場等の整備や災害時における一時的な避難者用テントの設置や車中泊等の利用等のスペースとしても検討します。

(7) その他

機能別必要諸室等の詳細については、今後の設計段階で検討します。

6-3 機能別必要諸室の想定面積

「6-2 機能別必要諸室の検討」を踏まえて、複合施設の必要諸室と想定面積を検討します。機能別必要諸室の想定面積は下表のとおりで、複合施設の想定延床面積は、平屋建ての場合で約 2,300m²、総 2 階建とした場合で約 2,400m²（各階約 1,200m²）、駐車スペースや備蓄倉庫などの屋外附帯は約 3,000m² となります。

なお、この想定面積は、今後検討を進める中で精査され変更される可能性があります。

■機能別必要諸室の想定面積

機 能	諸 室		想定利用 人数等	想定面積 (m ²)	既存面積 (m ²)参考	備 考
① 社会教育 ・ 生涯学習 機能	大ホール	アリーナ	200人	260	259	共用：会議室（大）、音楽室
		ステージ		50	29	
		控室		18	8	応接セット
		放送室		18	8	放送設備
		倉庫		60	57	机・椅子、式典等の備品など
		給湯室	—	—	6	（執務共有スペース給湯室）
		トイレ	—	—	11	（共有スペース各トイレ）
	多目的 スペース	会議室（大）	—	—	91～137	（大ホールアリーナ）
		会議室（中）	20人	60	48～71	ホワイトボード、プロジェクター、モニターなど
		会議室（小）1	12人	36	35～38	ホワイトボード、プロジェクター、モニターなど
		会議室（小）2	12人	36	35～38	ホワイトボード、プロジェクター、モニターなど
	図書室 スペース	閲覧スペース		240	120	約12,000冊収容
		閉架スペース		25		約5,000冊収容
		学習スペース	5席	15		
	生涯学習 スペース	和室	12畳+押入	24	38	日舞・茶道 炉付、踏込・下足入
		調理室	25人	70	57～73	ガスコンロ・シンク付作業台4台 調理準備室含む
		工作室	12畳+押入	24	—	書道・絵画 洗い場付
		音楽室	—	—	—	（大ホールアリーナ）
	① 小計			936 m ²		
② 保健・子 育て支援 機能	健診等 スペース	健診ルーム	40畳	70	63	床カーペット敷 ヨガ・体操教室など 併設：キッズスペース
		内科診察室	4人	12	57	健診ルームに隣接
		歯科検診室	4人	22	22	健診ルームに隣接、子ども用流し台
	子育て支援 スペース	相談室1	4人	15	14	共用：救護室、授乳室 （要ベビーベッド）
		相談室2	4人	15	14	共用：救護室、授乳室 （要ベビーベッド）
		授乳室	—	—	—	（相談室）
		幼児専用トイレ		10	—	幼児専用WC 洗面台、シャワー
	② 小計			144 m ²		

機 能	諸 室		想定利用 人数等	想定面 積(m ²)	既存面積 (m ²)参考	備考
③ 防災機能	防災 スペース	非常用発電機		10	—	72時間（3日）稼働可能 設置高さ3m以上
		太陽光発電		—	—	屋根に設置、蓄電池なし
		防災備蓄倉庫	—	—	—	（屋外整備 別棟）
	③ 小計			10 m ²		
④ 執務機能	執務 スペース	教育委員会	30人	100	93	
		保健センター		35	22	
		福祉部門		25	26	
	執務共有 スペース	印刷室		25	—	大型印刷機、コピー機2台、作業台
		書庫・倉庫		100	19～95	書類、文化財出土品など(公民館)
		ミーティングスペース	6人	18	—	
		男子更衣室	20人	20	—	ロッカー20台
		女子更衣室	20人	24	—	ロッカー20台
		給湯室		9	3～10	兼用：館内給湯室
	通用口		9	—	風除室あり	
④ 小計			365 m ²			
⑤ 交流機能	交流フリー スペース	ラウンジ	50人	100	72	4人×3セット(12人)、ソファ 自販機2台、コピー機1台
	情報共有 スペース	ロビー	50人	100	29～72	4人×2セット(8人) ソファ・ベンチ デジタルサイネージ（モニター1台） 冊子ラック他
	共有 スペース	救護室	—	—	—	（相談室）
		風除室1		12	10～12	
		風除室2		12	10～12	
		廊下・倉庫	約20%	350	—	
		機械室・電気室	約8%	140	21～35	機械室6%、電気室2%
		男性用WC1		30	7～13	小×5 洋大×2 手洗×3
		女性用WC1		25	7～13	洋大×5 手洗×3
		多目的WC1		9	4～9	車いす利用可能
		男性用WC2		30	7～13	小×5 洋大×2 手洗×3
		女性用WC2		25	7～13	洋大×5 手洗×3
	多目的WC2		9	4～9	車いす利用可能	
⑤ 小計			842 m ²			
必要諸室の想定面積(m2) 合計				2,297	—	約2,300m2

■機能別必要諸室の想定面積【2階建の場合】

機 能	諸 室		想定利用 人数等	想定面積 (㎡)	備考
⑤ 交流機能 2階建の場合	共有 スペース	階段		20	
		外階段		20	2方向避難を考慮
		昇降設備		10	10人用+エレベーターホール含
	昇降設備等想定面積 合計			50	約50㎡

■機能別必要諸室の想定面積【屋外施設】

機 能	諸 室		想定利用 人数等	想定面積 (㎡)	備考
屋外附帯	駐車 スペース	来庁者用駐車場	70台	1,900	
		障害者等用駐車場	2台	35	
		職員用駐車場	30台	900	
		駐輪場	20台	12	2スパン20台程度
		雪仮置場		10	
	その他防災 スペース	備蓄倉庫		100	別棟
		キュービクル等		20	設備関連施設
屋外施設 想定面積 合計				2,977	約3,000㎡

屋外附帯においては、今後、災害時の給水確保、避難者用テントや車中泊等の防災広場や村民憩いの広場などの整備についても検討が必要です。また、敷地整備においては、開発許可申請に関連する場合には、公園・緑地、緩衝地、下水道設備、避難広場、消火栓・防火水槽などの整備が求められる可能性があります。

6-4 建物階数と必要敷地面積の検討

複合施設の建物階数と必要敷地面積の検討は、下表のとおりです。「6-3 機能別必要諸室の想定面積」による建物及び屋外附帯の面積に加え、建物周囲の避難通路を考慮した必要最小敷地面積となっています。平屋建て、2階建て、それぞれにメリットデメリットがあり、必要敷地面積が異なるため、施設の利用形態や候補地の敷地条件等を考慮し建物階数を決定する必要があります。

■建物階数と必要敷地面積

	平屋建の場合	2階建の場合 (総2階建)	備考
建築面積	2,300m ²	1,200m ²	基本構想 (延床面積3,000m ²)
建物周囲 ^{※2}	320m ²	210m ²	
屋外附帯 ^{※1}	3,000m ²	3,000m ²	駐車場面積検討図 参照
必要最小 敷地面積	5,620m ²	4,410m ²	基本構想 (敷地面積4,000m ²)
考察	・階段やエレベーターの設置が不要である ・バリアフリーへの配慮が容易である ・屋根の面積が大きくコスト高になる傾向がある ・屋根や外壁のメンテナンスが容易である ・浸水時、敷地外へ水平避難となる ・広い建設用地が必要になる	・階段やエレベーターの設置が必要である（面積増となる） ・屋根面積が平屋建ての1/2（総2階の場合）となり平屋建に比べコストが抑えられる ・屋根や外壁のメンテナンスに足場が必要である ・浸水時、垂直避難が可能である ・平屋建に比べ建設用地を縮小できる ・平屋建に比べ多目的広場の面積が確保できる ・平屋建に比べ駐車場の面積をより多く確保できる	・本建物の建築予定地は、「湯川村洪水ハザードマップ」の洪水災害浸水深 0.5m～3.0mの地域になります ※ 防災拠点や指定避難所の立地においては、機能継続を図るにあたりハザードマップ等に基づき、浸水が想定されない立地とすることが望ましいが、浸水が想定される立地とする場合は、基準水位以上の高さに活動場所や避難のための空間を確保すること等の配慮が求められます

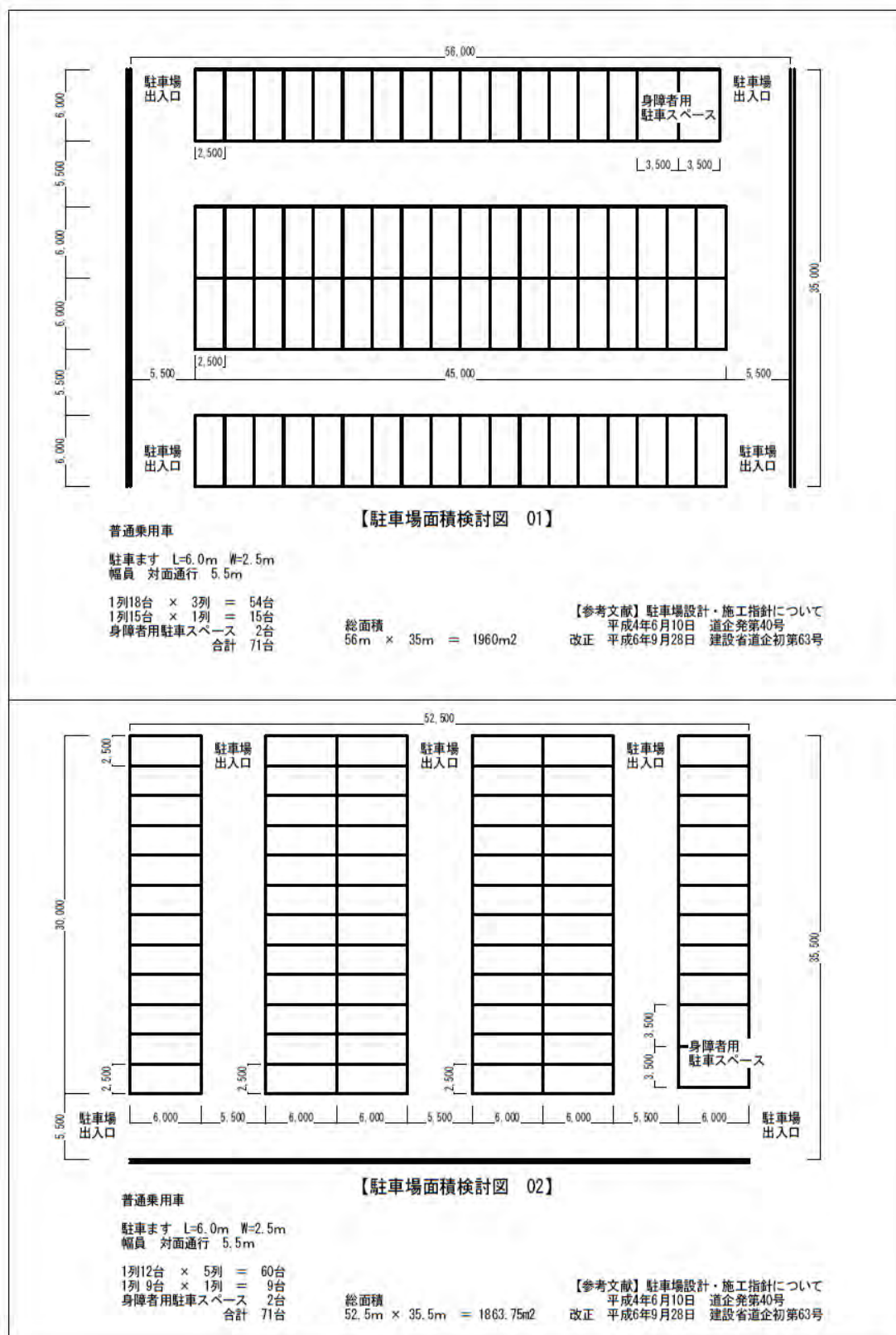
※1 駐車スペースについては、敷地形状や接道位置等により増減が生じます

※2 建設時、建物周囲には足場や作業スペースが必要となることや屋根・庇の長さ、更には、敷地内通路（非常時に建物から非難するための通路）が必要になり、建築できる面積が減る可能性があります

（平屋建の例：通路幅1.5m×外周214m＝321≒320m²）

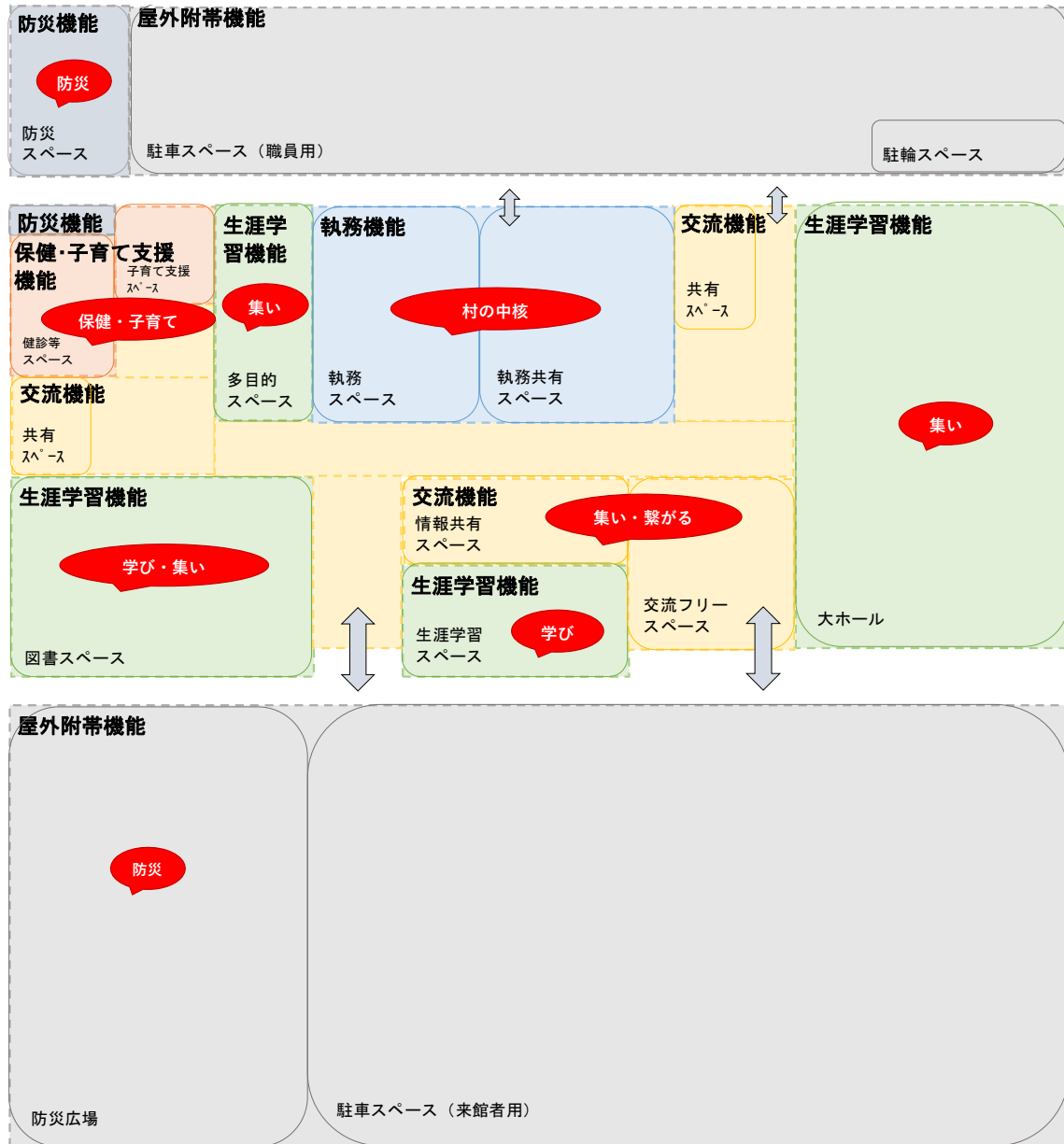
（2階建の例：通路幅1.5m×外周140m＝210≒210m²）

■ 駐車場面積検討図（参考）



6-5 各機能の施設配置イメージ

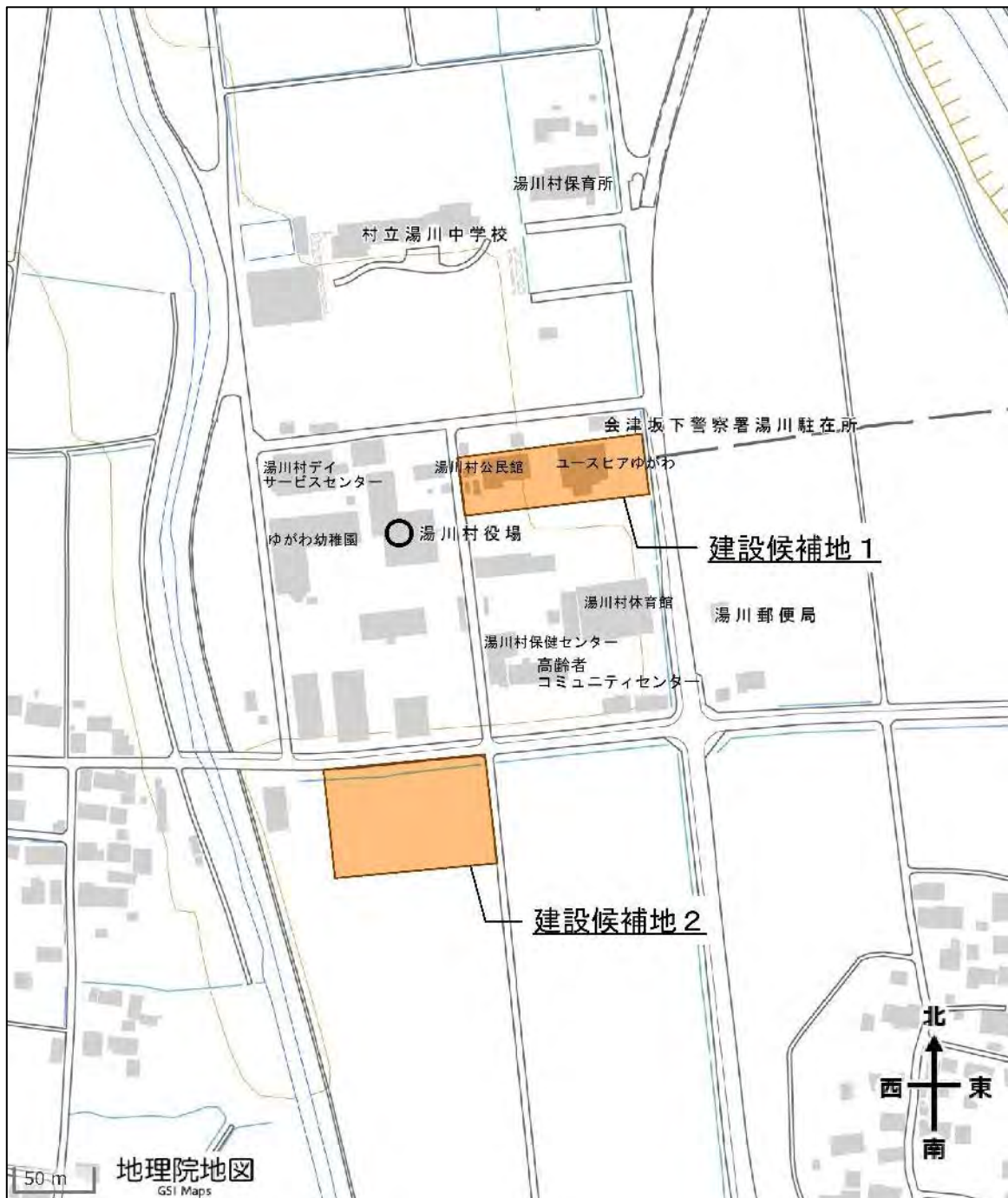
■各機能の施設配置イメージ



7 建設候補地の検討

建設候補地1、建設候補地2について、候補地の敷地概要や課題等を整理し、建設敷地を比較検討します。

■建設候補地 位置図



7-1 建設候補地 1

(1) 敷地の概要

建設候補地 1 の敷地概要は下表のとおりで、基本構想における建設候補地です。

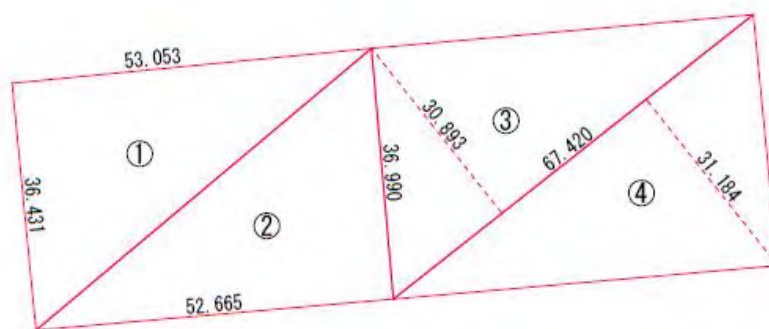
■建設候補地 1 敷地概要

建設候補地 1		湯川村公民館・ユースピアゆがわ
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字長瀬 17 番地の一部・1 番地の一部
	所有区分	所有区分：公有地
	敷地面積	約4,000m ² （基本構想による）
	敷地の形状	整形地、平坦
	前面道路	西側：村道長瀬南線 幅員5m・東側：県道浜崎・高野・会津若松線 幅員 6 m
	土地利用状況	地目：宅地
	災害危険区域等	浸水想定区域
	特記事項	土地を利用するために特記する条件等 ・湯川公民館・ユースピアゆがわの解体が必要（代替施設の検討が必要） ・埋蔵文化財の調査が必要
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 非線引き区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	—
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	日影規制	なし
	自然公園法 その他	埋蔵文化財包蔵地
その他	主な官公庁等との距離	・湯川村役場 40m ・会津坂下警察署湯川駐在所 150m ・湯川郵便局 180m

■建設候補地 1 敷地エリア



← は写真撮影位置を示す



公図より、「清水田字長瀬10の一部、長瀬1の一部」の面積

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
①	$53.053 \times 36.431 \div 2$	966.387
②	$52.665 \times 36.990 \div 2$	974.039
③	$67.420 \times 30.893 \div 2$	1,041.403
④	$67.420 \times 31.184 \div 2$	1,051.213
合計面積		4,033.042

■建設候補地 1 周辺状況写真

① 湯川村公民館西側道路	② 湯川村公民館西側道路
	
③ 湯川村公民館北西	④ 湯川村公民館北側道路
	
⑤ 湯川村公民館北側	⑥ ユースピアゆがわ東側道路
	

⑦ ユースピアゆがわ南側(湯川村体育館側) 	⑧ 湯川村公民館とユースピアゆがわ間 
⑨ 湯川村公民館北西 	⑩ 会津若松地方防雪生活圏湯川サブセンター 
⑪ 湯川村公民館駐車場 	⑫ 湯川村公民館駐車場 

(2) 建設候補地 1 の課題

立地においては、村有地で、役場庁舎に隣接し一体的な利用促進が図られることなど、用地取得の必要がなく、利便性でのメリットは高いものの、複合施設を建設するためには、現在利用している湯川村公民館とユースピアゆがわの解体が必須であり、複合施設建設の事業期間中においては、2施設の代替(仮設)施設の建設や解体、機能の一時移転などが想定され、これらが、工期や工事費に大きく影響を及ぼす課題となります。また、埋蔵文化財包蔵地のため、文化財が発掘された場合は調査が必要となり、工期に大きく影響する懸念があります。そのほか、「湯川村洪水ハザードマップ」の洪水災害浸水深 0.5m～3.0mの区域に指定されていることから、浸水深より高い位置への設置、浸水に耐えられる設備の導入、浸水後の復旧工事の負担軽減等への配慮が求められます。

建設候補地 1 の敷地面積は、これまでの検討において「6 必要諸室と施設規模等の検討」で示した必要最小敷地面積 5,620m² (平屋建ての場合)、及び 4,410m² (2 階建ての場合) を共に下回ることが確認されました。

さらに、基本構想策定以降の令和 6 年 12 月には、村の公共施設等の方針として、ユースピアゆがわの他用途での利活用の考え方が示されました。仮に、建設候補地 1 からユースピアゆがわの敷地を除き、湯川村公民館の南側駐車場と会津若松地方防雪生活圏湯川サブセンターの敷地を加えた場合でも、敷地面積は約 3,770m² 程度と必要最小敷地面積を下回ることから、建設候補地 1 においては、複合施設建設の必要最小面積を確保できないことが最大の課題となっています。

7-2 建設候補地 2

(1) 敷地の概要

建設候補地 2 の敷地概要は下表のとおりで、新たな建設候補地です。

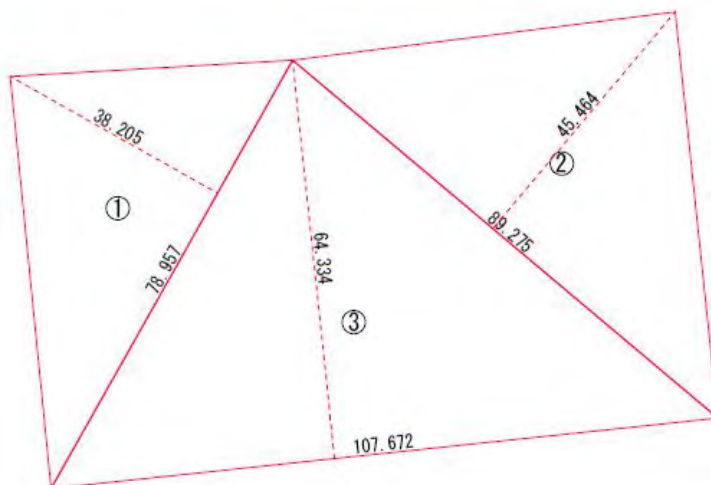
■建設候補地 2 敷地概要

建設候補地 2		新規敷地
敷地	所在地（地名地番）	湯川村大字清水田字村北31及び30の一部
	所有区分	所有区分：民有地
	敷地面積	7,000m ² （未測量のため、公図登記面積による）
	敷地の形状	整形地、平坦
	前面道路	北側：村道勝常王領線 幅員 6 m、東側：村道笠ノ目村北線 幅員 5 m
	土地利用状況	地目：田
	災害危険区域等	浸水想定区域
	特記事項	土地を利用するために特記する条件等 ・用地取得、農地転用手続き・農振除外、開発許可申請手続き等が必要 ・造成工事、インフラ整備、地盤改良、埋蔵文化財の調査が必要
都市計画	都市計画区域	都市計画区域内 非線引き区域
	用途地域	指定なし
	防火地域	法22条区域
	地域地区・地区計画等	—
	指定容積率	60%
	指定建ぺい率	200%
	日影規制	なし
	自然公園法 その他	文化財包蔵地（一部：畑田）
その他	主な官公庁等との距離	・湯川村役場 180m ・会津坂下警察署湯川駐在所 320m ・湯川郵便局 250m

建設候補地 2 敷地エリア



← は写真撮影位置を示す



公図より、「清水田字村北31、村北30の一部」の面積

記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
①	$78.957 \times 38.205 \div 2$	1,508.276
②	$89.275 \times 45.464 \div 2$	2,029.399
③	$107.672 \times 64.334 \div 2$	3,463.485
合計面積		7,001.160

■建設候補地 2 周辺状況写真

① 東側道路	② 東側道路
	
③ 北側道路	④ 北側道路
	
⑤ 北側道路	⑥ 北側道路境界
	

⑦ 西側隣地境界	⑧ 西側隣地境界
	

⑨ 西側隣地境界側から撮影	⑩ 西側隣地境界側から撮影
	

⑪ 西側隣地境界	⑫ 南西側から撮影
	

(2) 建設候補地 2 の課題

立地においては、役場庁舎までの距離も近く利便性のメリットは高いものの、民有地で農地（田）であるため、複合施設を建設するためには、用地取得、農振除外や農地転用手続き、開発許可申請手続きや造成工事、地盤改良、インフラ整備など、敷地整備に係る多くの事業が想定され、これらは工期や工事費に大きく影響を及ぼす課題となります。また、建設候補地 2 を含めた周辺は、大部分が農地（田）であることから、敷地周囲の農作物への影響や農業用水路の確保なども今後の課題となります。また、優良農地を少しでも多く後世に引き継いでいくため、取得面積や残地の形状について配慮する必要があります。そのほか、「湯川村洪水ハザードマップ」の洪水災害浸水深 0.5m～3.0m の区域に指定されていることから、浸水深より高い位置への設置、浸水に耐えられる設備の導入、浸水後の復旧工事の負担軽減等への配慮が求められます。

建設候補地 2 の敷地面積は、これまでの検討において「6 必要諸室と施設規模等の検討」で示した必要最小敷地面積 5,620m²（平屋建ての場合）、及び 4,410m²（2 階建ての場合）を大きく上回るため、駐車場や防災広場を整備する十分な広さを確保することができます。

宅地造成までの事業においては課題が多いものの、造成工事後の施設建設では、近隣に民家が少なく、北側道路の幅員が広く大型車両の進入も容易なため、比較的安全に建築工事を進められる環境にあります。また、新たな候補地に建設することで、建設中も既存湯川村公民館での事業が継続でき、複合施設建設後に既存施設からの機能移転が可能になることから、代替（仮設）施設の建設や解体等の無駄がなく効率的で、利用者や職員にとっても合理的な候補地だと言えます。

7-3 建設候補地の比較検討

建設候補地1・2について、敷地規模・土地の利用状況・安全性・周辺環境・利便性・経済性・工事期間・工事対応について比較検討を行いました。各々のメリットやデメリットがある中で、前述のとおり、建設候補地1では敷地面積の制約があり複合施設に必要な機能が確保できないこと、さらにユースピアゆがわの他用途での利活用の考え方が示されたことが大きな要因と考えられることから、本計画においては建設候補地2を複合施設の建設地として計画を進めます。

■建設候補地 比較検討表

検討項目		建設候補地1		建設候補地2	
		条件・考察	判定	条件・考察	判定
敷地規模		約4,000㎡ < 必要最小敷地面積 〔平屋建て5,620㎡〕 〔総2階建て4,410㎡〕	×	約7,000㎡ > 必要最小敷地面積 〔平屋建て5,620㎡〕 〔総2階建て4,410㎡〕	◎
		・敷地に余裕がなく、総2階建ての場合でも十分な駐車台数を確保できない ・敷地が狭いため、設計の自由度は低い ・将来的な拡張は難しく、新たなニーズへの対応が困難		・敷地に余裕があり、平屋建ての場合でも十分な駐車台数と防災広場を確保できる ・敷地が広いと、設計の自由度が高い ・将来的な拡張も含め、新たなニーズに対応できる	
土地の利用状況		宅地（湯川村公民館・ユースピアゆがわ）・村有地	△	農地（水田）・民有地	△
安全性	洪水災害	浸水深0.5～3.0m未満	△	浸水深0.5～3.0m未満	△
	磐梯山の火山災害予想区域（水蒸気噴火）（マグマ噴火）	降灰10cm （西風以外の場合）	△	降灰10cm （西風以外の場合）	△
周辺環境	立地	湯川村役場や教育施設等の公共施設密集地域	○	湯川村役場や教育施設等の公共施設密集地域付近	○
	接道	接道あり ・西側村道、東側県道	○	接道あり ・北側村道、東側村道	○
利便性 （主な官公署との距離）		湯川村役場庁舎に隣接しているため、役場との連携がとりやすく利便性が高い	◎	湯川村役場庁舎から少し離れるため、建設候補地1に比べて、利便性はやや低くなる	○
		・湯川村役場 40m ・湯川駐在所 150m ・湯川郵便局 180m		・湯川村役場 180m ・湯川駐在所 320m ・湯川郵便局 250m	

検討項目	建設候補地1		建設候補地2	
	条件・考察	判定	条件・考察	判定
経済性	用地取得や大規模な造成工事やインフラ整備に係る費用が不要なため、建設にかかる費用は通常費用に抑えられる 既存施設の解体や工事期間中の代替施設の建設及び解体等の費用が別途必要となる	△	用地取得や大規模な造成工事やインフラ整備に係る費用が必要なため、建設候補地1に比べ費用が高くなる 将来的には既存施設の解体に係る費用は発生するが、工事期間中の代替施設の建設及び解体等の費用が不要となる	△
	・村有地のため用地取得は不要 ・宅地のため大規模な造成工事やインフラ整備は不要 ・既存施設の解体工事、代替施設の建設及び解体が必要 ・既存施設にアスベスト含有建材がある場合、解体費用が増大 ・埋蔵文化財包蔵地のため、試掘調査後に本調査になる確率が高く、調査調査費用が掛かる ・2階建てとなり昇降設備が必要となる		・民有地のため用地取得が必要 ・農地（田）のため大規模な造成工事やインフラ整備が必要 ・将来的に既存施設を利用しない場合は解体工事が必要で、代替施設の建設及び解体は不要 ・既存施設にアスベスト含有建材がある場合、解体費用が増大	
工事期間	建物建築前に代替施設の建設工事、代替施設への機能移転、既存施設の解体工事等の期間が必要となる	△	建物建築前に用地取得、農振除外・農地転用手続き、開発許可申請手続き、造成工事等の期間が必要となる	△
	・事前に代替施設の検討が必要 ・既存施設にアスベスト含有建材がある場合、工期に影響する ・埋蔵文化財包蔵地のため、試掘調査後に本調査になる確率が高く、工期に大きく影響する		・既存施設がないため、代替施設も不要で、一般的な新築工事の工程となる ・用地取得や各種手続き、造成工事やインフラ整備の進捗が工期に影響する	
工事対応	周辺には役場庁舎や教育施設等が多くあり、解体・建設工事における騒音・振動、工事車両の交通など、近隣施設や施設利用者へ特に配慮が必要となる	×	周囲には隣地の社屋やJA会津よつば店舗以外は農地（田）のため、解体・建設工事における騒音・振動、工事車両の交通など、近隣への配慮は候補地1に比べ軽減される	○
	・工事可能時間の制約や工程調整、交通誘導員の配置などが想定される		・造成工事やインフラ整備において周辺施設との協議調整が想定される	
その他	ユースピアゆがわの他用途での利活用の考え方が示された	×	—	—

8 施設の基本計画

8-1 構造計画

構造計画においては、利用する村民や職員の安全性、施設の耐久性、施工性、経済性などについて十分に検討する必要があります。また、防災拠点・指定避難所としての施設整備についても配慮する必要があります。

建物の構造種別には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造といった種類があり、それぞれに特徴が異なります。複合施設では大ホールの計画があり、柱などのない大空間を構成するには鉄骨造（S造）が有利となりますが、指定避難所としての利用を想定すると大ホール以外の部分については耐久性や安全性に優れている鉄筋コンクリート造（RC造）が有利です。

今後の設計段階においては、設計条件や要求性能に応じた検討を行い、構造種別を最終的に決定するものとします。また、各構造の特徴を生かした混構造の検討も想定されます。

■構造の比較検討

	木造 (W造)	鉄骨造 (S造)	鉄筋コンクリート造 (RC造)
耐久性	・法定耐用年数^(※1)は24年 ・腐朽や蟻害に注意が必要である ・通気性を確保する必要がある	・法定耐用年数^(※1)は38年 ・錆やボルトの劣化に注意が必要である	・法定耐用年数^(※1)は50年 ・強度、耐久性能に優れる ・ひび割れや中性化に注意が必要である
耐火性	・耐火性能は低い ・耐火・準耐火構造は石膏ボード等の耐火被覆等が必要である（躯体断面が大きくなる）	・耐火性能は低い ・耐火・準耐火構造とするためには耐火被覆等の工夫が必要である（耐火材吹付工法は比較的安価）	・耐火性能が高い ・耐火・準耐火構造への対応が容易である
施工性 工期	・基礎工事や工事現場での作業期間は短く、工事工期は比較的短い ・工場製作に長期間必要な場合がある ・冬期間も通常通り躯体工事が可能である	・工事現場での作業期間は短く、工事工期は比較的短い ・工場製作に長期間必要な場合がある ・冬期間も通常通り躯体工事が可能である	・鉄骨、型枠、コンクリート工事等は比較的煩雑で、工事工期が長い ・プレキャスト梁の場合は多少工期が長くなる場合がある ・冬期間はコンクリートの品質管理や養生に特段の配慮が必要である
経済性	・建設コストは他に比べ安価である	・建設コストはRC造に比べ安価である	・建設コストは他に比べ高価である
遮音性 防振性	・音や振動等が伝わり易いため性能を確保する工夫が必要である	・音や振動等が伝わり易いため性能を確保する工夫が必要である	・遮音性能や防振性能に優れている
断熱性	・熱伝導率が低く、木材自体に断熱性能がある	・熱伝導率が高い ・結露に注意が必要である	・熱伝導率が高い ・結露に注意が必要である

	木造 (W造)	鉄骨造 (S造)	鉄筋コンクリート造 (RC造)
基礎	・比較的建物自重が軽く、基礎や地盤改良に要するコストが他に比べ低くなる	・比較的建物自重が軽く、基礎や地盤改良に要するコストがRC造より低くなる	・建物自重が大きく、基礎や地盤改良に要するコストが高くなる
大空間	・標準スパン4m～9m ・工法により大スパン構造の構成が可能である (大断面集成材工法やCLTパネル工法等、一般的なW造よりコストが高くなる)	・標準スパン10m～20m ・大スパン構造の構成には最も有利である	・標準スパン10m以下 ・プレキャスト梁の採用により大スパン構造の構成が可能となる (一般的なRC造よりコストが高くなる)
その他	・Co2の発生が少なく、環境にやさしい	・将来の間取りの変更に対応しやすい ・鉄としてリサイクル可能である	

※1 法定耐用年数は、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第一」による
法定年数を超えても建物が使用できなくなるものではありません

8-2 耐震計画

防災拠点や指定避難所の耐震計画においては、大地震時に建築基準法で目標とする最低水準（倒壊・崩壊の防止）に留まらず、大地震後に機能継続できるためのより高い性能が求められます。そのため、耐震安全性の目標については、地域防災計画や組織のBCP（事業継続計画）に基づき、大地震時に求められる施設の役割を見据えて構造体、非構造部材、建築設備の各目標水準を設定する必要があります。また、ライフラインの復旧に要する想定時間など、災害復旧シナリオを踏まえ、時間軸に沿った機能継続の目標を設定する必要があります。

このことから、複合施設の耐震安全性の目標設定は、「避難所として位置づけられた官庁施設」として、下表のとおり計画します。

■複合施設の耐震安全性の目標設定

部位	分類	備考
構造体	Ⅱ類	
建築費構造部材	A類	
建築設備	乙類	復旧想定時間：72時間

■耐震安全性の目標 国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※ 総務省消防庁は、庁舎について、災害時の地方公共団体の機能を低下させないよう、72時間は外部からの供給なしで非常用電源が稼働できること、停電の長期化に備えて予め燃料販売事業者と協定を締結すること等により1週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することを推奨しています。

■耐震安全性の分類 国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より

対象施設は「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日建設省告示第2379号）」によるものであり、以下に平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

対 象 施 設	耐震安全性 の分類		
	構 造 体	造 建 部 材 非 構	建 築 設 備
(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）			
(2) 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2以上の都府県又は道の区域を管轄するものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設	I 類	A 類	甲 類
(3) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内に（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4) （2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(5) 病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲 類
(6) 病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(7) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類	乙 類
(8) 学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	B 類	乙 類
(9) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲 類
(11) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(12) （1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙 類

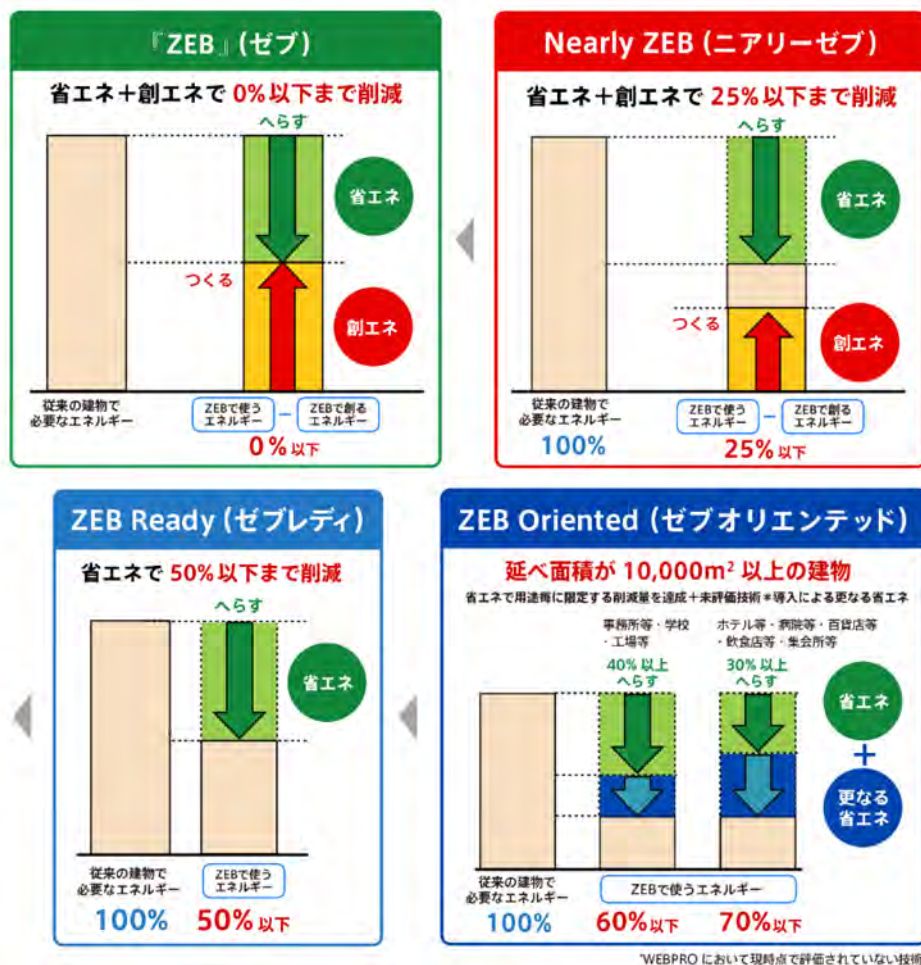
- この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第12条及び国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第258条に規定する管区海上保安本部をいう。
- この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第27条に規定する警察大学校、同法第29条第4項に規定する皇宮警察学校、同法第32条に規定する管区警察学校並びに同法第54条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
- この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条に規定する機動隊をいう。
- この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成11年法律第95号）第15条及び財務省組織令（平成12年政令第250号）第83条に規定する財務事務所及び財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第261条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第47条及び沖繩総合事務局組織規則（平成13年内閣府令第4号）第94条に規定する財務出張所をいう。
- この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び管轄事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する国道事務所をいう。
- この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第32条及び地方整備局組織規則第140条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第34条に規定する開発建設部をいう。
- この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第39条及び地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条に規定する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターをいう。
- この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第40条に規定する航空交通管制部をいう。
- この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第50条第1項に規定する地方気象台をいう。
- この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第50条第3項に規定する測候所をいう。
- この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法第13条及び海上保安庁組織規則（平成13年国土交通省令第4号）第118条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。
- この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第34条及び地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第47条に規定する地方防衛支局をいう。

8-3 設備計画

(1) 整備方針

わが国では2050年カーボンニュートラルの実現に向けZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化）を推奨しています。ZEB化は強制ではありませんが、2025年4月からは原則、すべての建物に「省エネ基準への適合」が義務付けられることから、今回計画している複合施設においても省エネ基準への適合が必須となります。福島県では、令和6年4月に県有建築物を新築する際のZEB化の基準を「ZEB Ready」と決めました。今回計画している複合施設についても福島県の方針に倣い、ZEB Ready（ゼブレディ）相当を目指し、これを基に設備計画を進めます。

また、設備計画においては、イニシャルコストのほかランニングコストを踏まえた検討を行い、将来の維持修繕及び改修、機器の更新のし易さ、省エネルギー性能について十分に考慮します。また、複合施設が災害拠点及び指定避難所であることを踏まえて「8-2 耐震計画」に基づいた設備計画とします。



(2) 自然エネルギーの活用

費用対効果を見極めながら、太陽光等の自然エネルギーの活用を検討します。

自然採光・自然換気の採り入れに配慮します。

災害時の利用を想定し、雨水の利用について検討します。

(3) 省エネルギー化の推進

エネルギー効率の高い照明・空調システム・給湯設備等や各種センサー機能を有する設備機器を採用することで、省エネルギー化を図ります。

また、高断熱サッシの採用など建物の外皮の断熱性能強化や日射遮蔽等の省エネルギー化を図ります。

空調・照明・給湯等のエネルギー消費量の見える化についても検討し、管理・運営におけるエネルギー使用の最適化を目指します。

(4) 環境負荷低減

断熱効果に優れる工法・素材を採用し、熱負荷の低減に努めます。

リサイクル材等のエコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の仕様を検討します。

一次エネルギー消費量の削減を目指し、ZEB Ready（ゼブレディ）相当を目標とします。

(5) 主要設備

電気設備は、本施設の電力必要容量を算定し電力会社から供給を受けることとします。なお、太陽光発電の導入についても検討します。

給排水設備は、上水は公共水道を直圧給水方式として使用しますが、防災の観点から貯水についても検討を行います。また、排水について既設下水道の使用とします。

防災設備は、法令に基づき必要設備を設置します。

通信等で使用の LAN 配線や、調理室等で使用のガス等については、施設の運営及び各室の使用用途により必要設備を設置します。

(6) 維持管理

施設の長寿命化を目指し、トータルコストの縮減やメンテナンス性に配慮した設備方式・設備機器の採用、将来の機能改善を見据えたフレキシブルな空間構成を検討します。

8-4 屋外附帯計画

屋外附帯計画においては、役場庁舎との連携、利用者の利便性向上、災害時の避難所や支援拠点となることを考慮し計画します。屋外附帯では、エリアを大きく2つに分け、駐車スペース、その他防災スペースを設けます。

駐車スペースでは、周辺道路から駐車スペースへの車両のアクセス、歩道や駐車スペースから施設への人のアクセスを考慮し、車両と人の動線を明確に分離するなど、安全で安心な配置計画とします。また、冬期の除雪を考慮し、車止めは設置せず、歩車道ブロックやフェンス等においても除雪に配慮し設置の有無を検討します。

その他防災スペースでは、災害時の避難所や支援拠点であることを考慮し、施設内と屋外防災スペースの一体的な利活用ができるように計画します。防災スペースには防災備蓄倉庫を計画するほか、敷地規模に応じて、村民が集う憩いの広場等の整備、避難者用テントや車中泊等の利用等についても今後検討を進めます。

敷地整備においては、開発許可申請に関連する場合には、公園・緑地、緩衝地、下水道設備、避難広場、消火栓・防火水槽などの整備が求められる可能性があり、造成工事を伴う場合には建築関連工事と一体的な計画となるよう配慮が必要です。

また、建設候補地の周辺については、複合施設と役場本庁舎との連携を考慮し、今後、周辺道路や歩道を整備するなどの検討も必要です。

8-5 配置計画

(1) 平屋建ての配置計画

平屋建ての建物の配置については、東西に長い敷地の特徴を生かして、南向き面を広く確保し自然光を採り入れやすい計画とし、南面に建物出入口を設けることで明るく開放的な施設を目指します。また、建物は、交差点の視認性に配慮し、敷地の北東角を避けた配置とします。

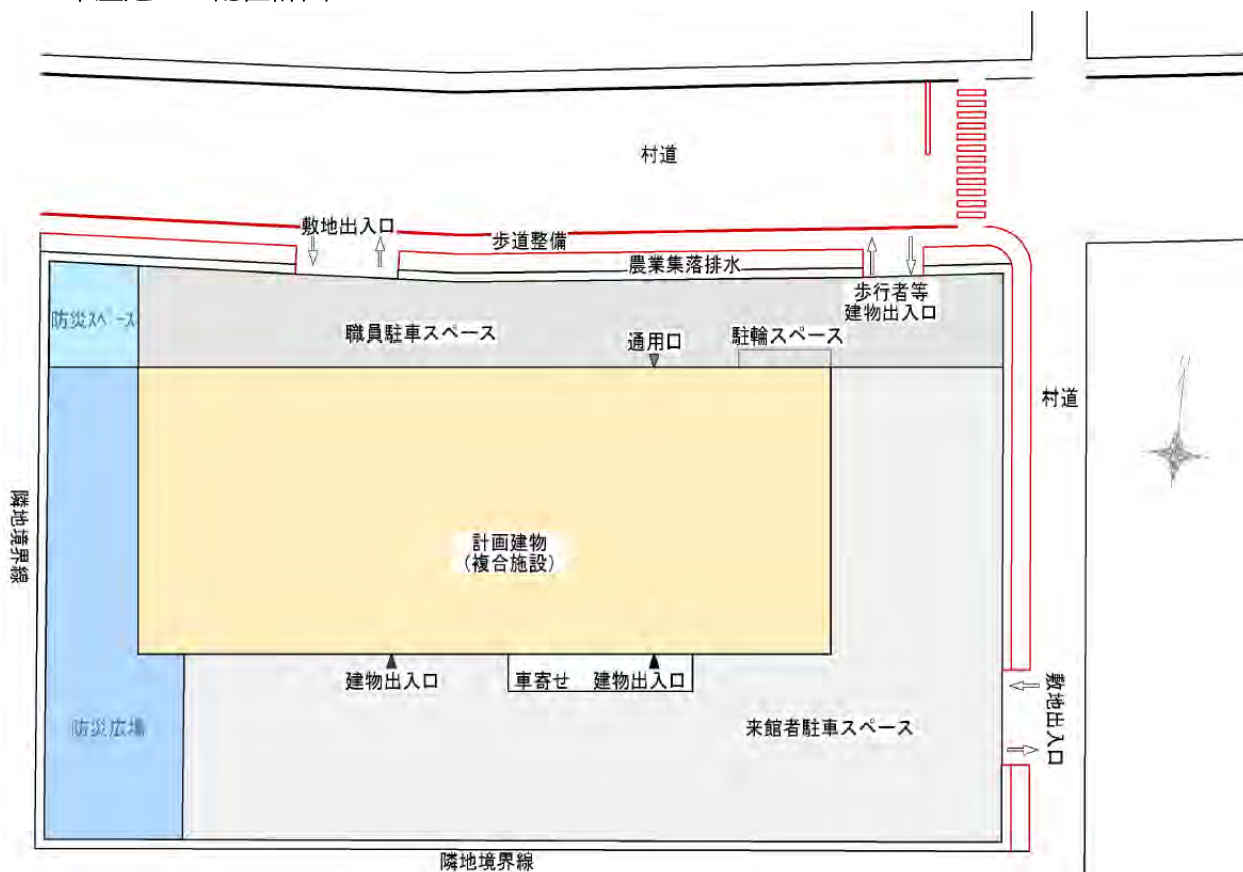
駐車スペースは、冬期の積雪等を考慮し、南東側に広く来客用駐車スペースを確保できるように配慮します。なお、職員用駐車スペースは建物の北側となるため、融雪装置等の検討が必要です。また、北側の通用口には、風よけや風除室等の設置検討が必要です。

車の動線は、法令により交差点の側端から 5m を超える位置に駐車場の出入口を計画し、職員駐車スペースへの出入口を北側に、来客用駐車スペースの出入口を東側に設けます。

歩行者の動線は、近隣公共施設からの移動を考慮し、交差点横断歩道付近に出入口を設けます。また、車の動線と分離することで歩行者の安全性に配慮します。

災害時の多様な活動に対応できるように、防災スペースや防災広場を一体的に設け、管理用通路としても活用することで、敷地の利活用を図ります。

■平屋建て 配置計画



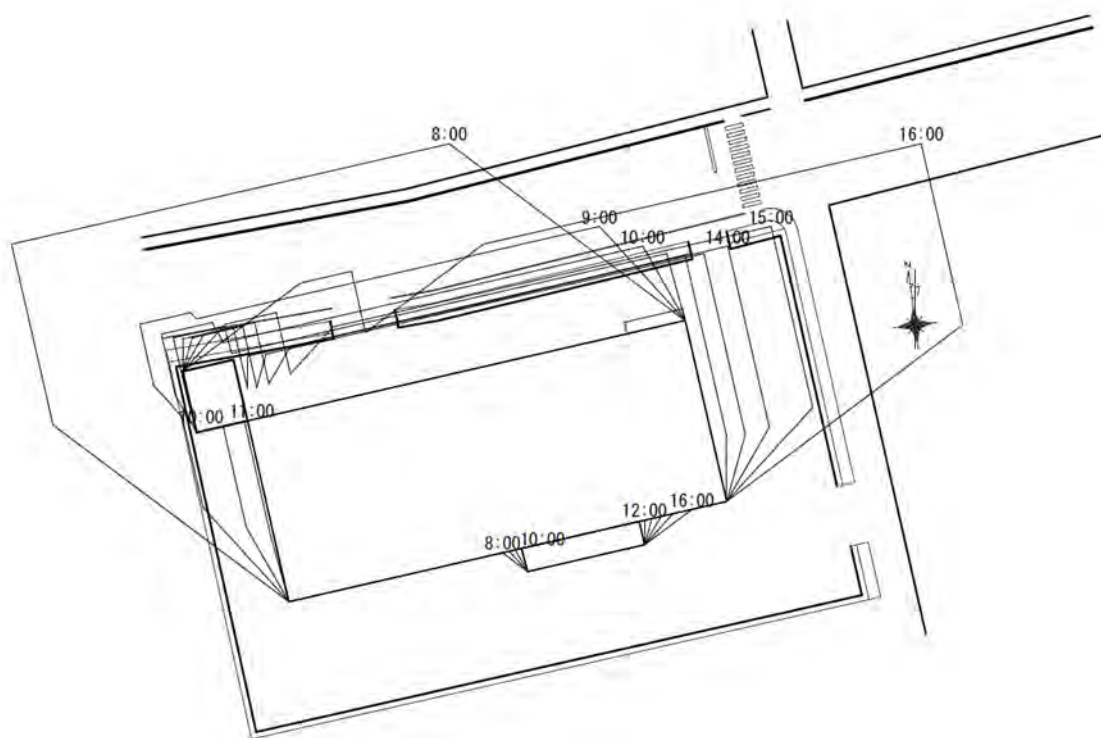
■平屋建て 日影による影響の検討

【検討条件】

- ・冬至日 北緯 37.56 東経 139.88 真太陽時
- ・平屋建て建物部分の高さを 6m
- ・備蓄倉庫の高さを 3m
- ・車寄せ部分の高さを 3m

と仮定し、隣地への日影による影響を検討します。

敷地西側の(有)栗城ドリームファームの敷地や、敷地北側の JA 会津よつばの敷地に影響があると想定されます。



(2) 総2階建ての配置計画

総2階建ての建物の配置については、東西に長い敷地の特徴を生かして、南向き面を広く確保し自然光を採り入れやすい計画とし、南面に建物出入口を設けることで明るく開放的な施設を目指します。また、建物は、交差点の視認性に配慮し、敷地の北東角を避けた配置とします。

駐車スペースは、冬期の積雪等を考慮し、南東側に広く来客用駐車スペースを確保できるように配慮します。なお、職員用駐車スペースは建物の北側となるため、融雪装置等の検討が必要です。

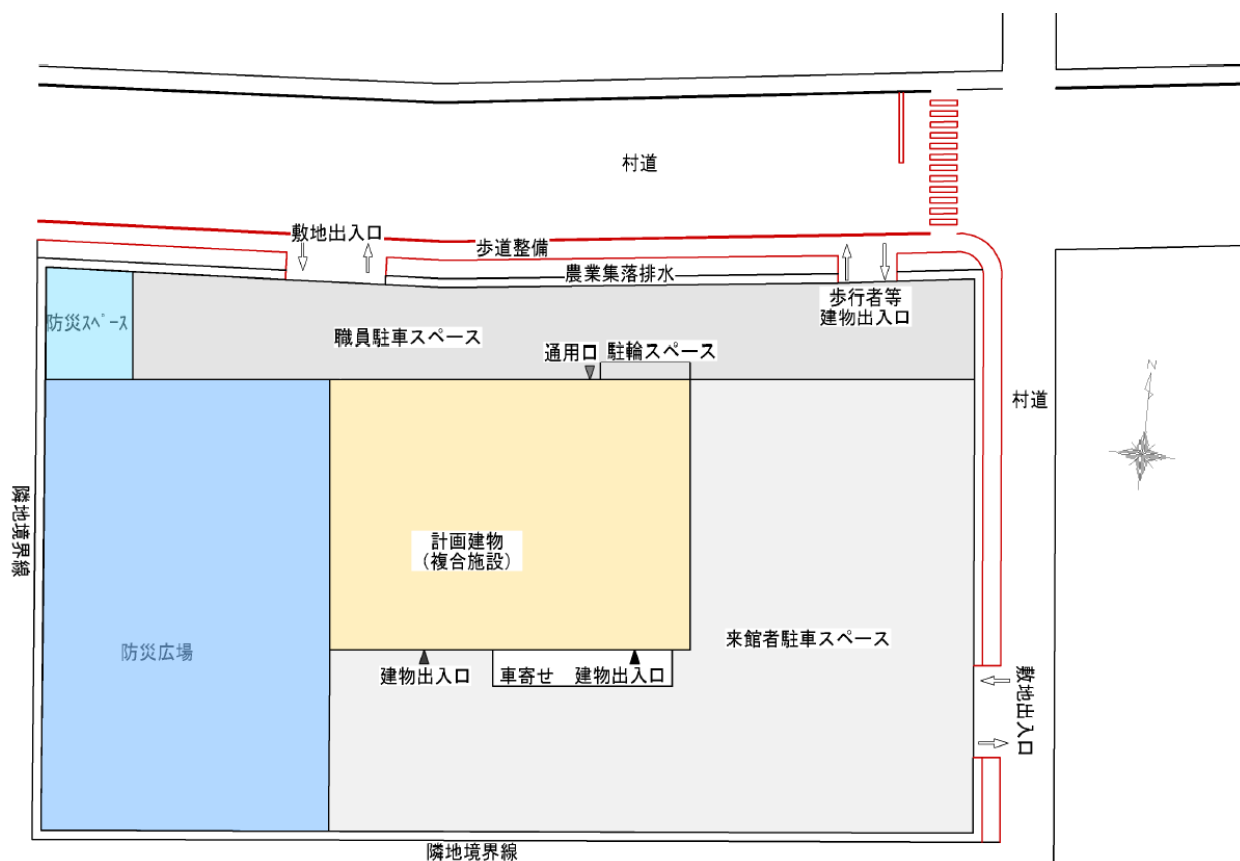
車の動線は、法令により交差点の側端から5mを超える位置に駐車場の出入口を計画し、職員駐車スペースへの出入口を北側に、来客用駐車スペースの出入口を東側に設けます。

歩行者の動線は、近隣公共施設からの移動を考慮し、交差点横断歩道付近に出入口を設けます。また、車の動線と分離することで歩行者の安全性に配慮します。

災害時の多様な活動に対応できるように、防災スペースや防災広場を一体的に設け、管理用通路としても活用することで、敷地の利活用を図ります。

平屋建てと比べ、さらに敷地に余裕があることから、将来的な用途変更や増改築等にも十分に対応可能な計画となります。

■総2階建て 配置計画



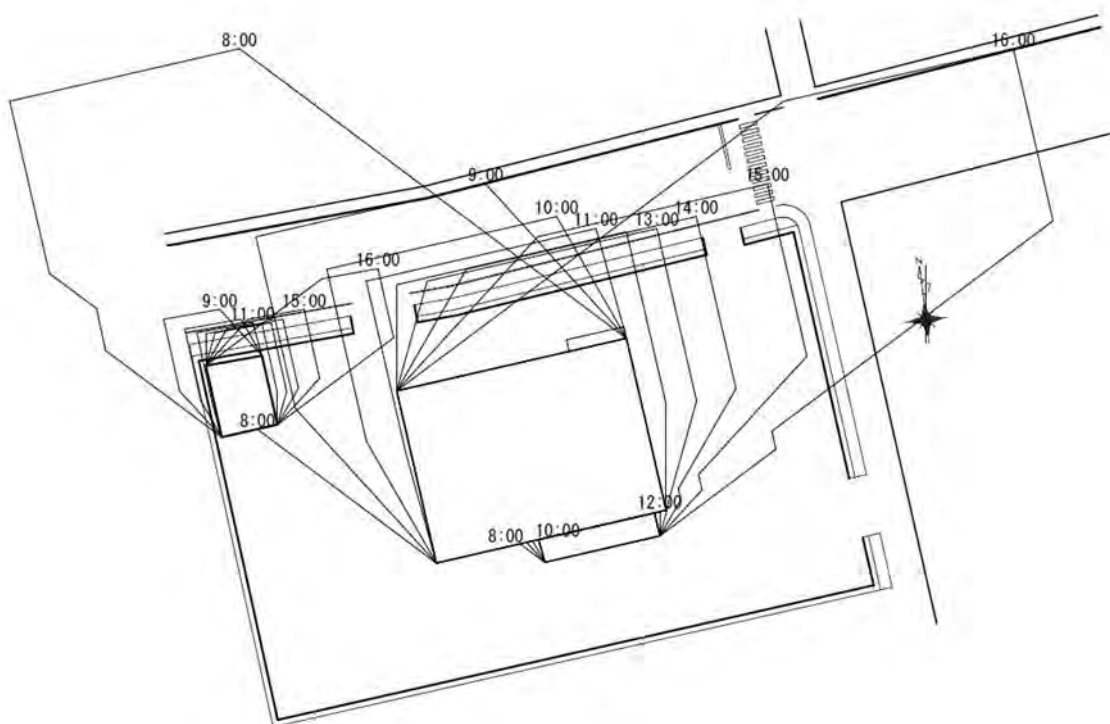
■総2階建て 日影による影響の検討

【検討条件】

- ・冬至日 北緯 37.56 東経 139.88 真太陽時
- ・2階建て建物部分の高さを 10m
- ・備蓄倉庫の高さを 3m
- ・車寄せ部分の高さを 3m

と仮定し、隣地への日影による影響を検討します。

敷地西側の(有)栗城ドリームファームの敷地にはほとんど影響はありませんが、敷地北側の JA 会津よつばの敷地に影響があると想定されます。



8-6 関係法令等

■主な関係法令

都市計画法

建築基準法

農地法

宅地造成及び特定盛土等規制法

下水道法

道路法

文化財保護法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー法）

災害対策基本法

水防法

消防法

屋外広告物法

ガス事業法

水道法

浄化槽法

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

■施設に関する関係法令等

教育基本法

地方自治法

社会教育法

社会福祉法

地域保健法

公民館の設置及び運営に関する基準

湯川村高齢者コミュニティセンター設置条例

■福島県条例等

福島県都市計画法施行条例

福島県建築基準法施行条例

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

福島県景観条例

福島県屋外広告物条例

人にやさしいまちづくり条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

■その他

過疎地域自立促進特別措置法

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

9 事業スケジュールの検討

建設候補地2における複合施設建設の想定事業スケジュールは、下表のとおりです。敷地に関する測量調査及び各種申請手続きや届出、用地取得、造成設計等で約16カ月、その後の造成工事で約7か月、造成設計と並行して行う建築工事の基本実施設計及び各種申請手続きや届出で約14カ月、造成工事後の建築工事で約14カ月を想定し、令和9年度中の完成を目指します。

■事業スケジュール

年 度		令和7年度												令和8年度												令和9年度											
内 容		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
計	基本計画策定																																				
画	(令和7年6月)																																				
調 査 ・ 測 量 ・ 用 地 ・ 申 請 ・ 造 成 設 計	住民、集落説明会																																				
	用地取得																																				
	議会の同意を含む																																				
	土質調査																																				
	開発測量調査委託																																				
	文化財調査																																				
	試掘調査のみ																																				
	造成設計委託																																				
	土地改良財産改築																																				
	追加工事承認申請																																				
	農業振興地域整備計画 の変更申請・完了通知																																				
	湯川村農業委員会に 意見書依頼																																				
	土地改良区に 意見書依頼																																				
	JA会津よつばに 意見書依頼																																				
	農業振興地域整備計画 の変更公告・異議申立																																				
	湯川村農業委員会に 農地転用申請																																				
福島県農業委員会に 農地転用申請																																					
会津若松建設事務所に 開発許可申請																																					
造 成 工 事	造成工事																																				
	福島県景観条例通知																																				
	国土利用計画法届出																																				
	上水道施工協議																																				
	下水道施工協議																																				
建 築 設 計	基本設計・実施設計 入札準備																																				
	基本設計・実施設計																																				
建 築 工 事	建築工事入札準備																																				
	建築工事																																				

10 概算事業費の検討

複合施設建設の概算事業費は、約 16 億円としています。

概算事業費には、各種調査・測量、用地買収、設計、工事、監理費及び公民館解体・ユースピアゆがわ改修工事等を含みますが、設計前の概算額であり、今後の造成設計や建築基本実施設計において精査され変更になる可能性があります。

財源については、現段階において、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債、こども子育て支援事業債、公共施設等整備基金、国庫補助金等を予定していますが、今後の基本実施設計において詳細な検討を進めていく中で、さらに様々な補助事業の活用を検討し、身の丈に合った必要最小限の経費で後世への負担を出来る限り少なくできるよう配慮します。

1 1 今後の検討事項

① 既存施設の今後の利活用

移転後の湯川村公民館及び高齢者コミュニティセンター跡地の利活用、湯川村保健センター及びユースピアゆがわの施設の利活用について検討します。

② 建設事業の実施体制

事業内容が多岐にわたり長期間継続することから、全庁的に建設事業の実施に対応してまいります。

③ 複合施設の管理運営体制

既存施設の管理運営状況を勘案し、複合施設の管理運営体制について検討します。

④ 周辺インフラ整備

役場庁舎など周辺公共施設との連携、新施設への交通手段や車や人の動線を考慮し、周辺インフラ整備について検討します。

⑤ 景観への配慮

村のシンボルとして魅力ある意匠に配慮すると共に、自然と調和した美しい田園地帯の景観維持に配慮した施設整備について検討します。

⑥ 関連計画との整合

複合施設が指定避難所であることから、湯川村地域防災計画等関連計画との整合について検討します。

⑦ 複合施設の施設名称（愛称）

村の中核施設として、長く村民に愛される施設となるよう、複合施設の施設名称（愛称）の公募等について検討します。

（仮称）湯川村複合施設建設基本計画

令和 7 年 6 月

発 行：湯川村 総務課・湯川村教育委員会 社会教育課

〒969-3544 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 17 番地

TEL：0241-27-4107（直通）

FAX：0241-27-8826

Mail：syakai@vill.yugawa.fukushima.jp

編 集：一般財団法人ふくしま市町村支援機構

〒960-8043 福島県福島市中町 7 番 17 号

TEL：024-522-5124（直通）

【禁無断転載】
